

江別市
都市計画マスタープラン2024
(案)

令和6(2024)年●月

江別市

※ 本案で使用している写真や図、デザインは今後、変更・加工
する予定です

目次

第1章 都市計画マスタープランとは	1
1-1 計画の目的	2
1-2 計画の内容	2
1-3 計画の位置づけ	3
1-4 計画の目標年次及び対象区域	4
第2章 江別市の現状と課題	5
2-1 現状と課題	6
2-2 求められる都市づくり	17
第3章 将来都市像と都市づくりの目標	19
3-1 将来都市像	20
3-2 都市づくりの基本目標	21
3-3 将来都市構造	23
第4章 都市づくりの方針	27
4-1 土地利用の方針	28
4-2 都市施設の方針	37
4-3 都市環境の方針	47
第5章 地域別構想	53
5-1 基本的な考え方	54
5-2 地域区分	54
5-3 地域別構想 江別地域	55
5-4 地域別構想 野幌地域	63
5-5 地域別構想 大麻・文京台地域	71
5-6 地域別構想 豊幌地域	79
5-7 地域別構想 農村地域	87
第6章 計画の推進に向けて	95
6-1 計画の推進	96
6-2 計画の進行管理	97
資料編	99
1 見直し経過	100
2 用語集	103
3 将来人口フレーム	109
4 持続可能な開発目標（SDGs）の詳細	112

第1章 都市計画マスタープランとは

- 1-1 計画の目的
- 1-2 計画の内容
- 1-3 計画の位置づけ
- 1-4 計画の目標年次及び対象区域

1-1 計画の目的

「江別市都市計画マスタープラン 2024」（以下、「本計画」という。）は、都市の拠点や住宅、産業などの土地利用、道路や公園などの都市施設、防災や環境などの都市環境の方針を定め、都市の健全な発展と秩序ある都市形成を図ることにより、安全で安心していつまでも暮らしやすく、活力ある都市づくりの実現を目指すことを目的としています。

また、都市づくりの実現には時間を要するものであることから、長期的な視点に立った内容とする必要があります。

本計画は、「江別市都市計画マスタープラン 2014【改訂版】」（以下、「前計画」という。）の計画期間が満了となることから、今後想定される人口減少や高齢化をはじめとした本市を取り巻く社会経済情勢などの変化、SDGs（※1）やデジタル技術の活用などの新たな視点を踏まえ、目指す都市像の実現に向けて、必要な見直しを行いました。

1-2 計画の内容

市町村が定める都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に位置づけられた法定計画で、正式には「市町村の都市計画に関する基本的な方針」といいます。

計画の内容は、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき「まち」の姿を定めるものです。

本市においては、都市の課題を抽出し、実現すべき将来都市像と都市づくりの目標を明らかにし、市内全体における都市づくりの方針を全体構想として策定します。

また、全体構想の方向性を受け、地域ごとの地理的条件や現状、これまで発展してきた経過などを考慮し、地域の実情を踏まえた地域別構想を策定します。

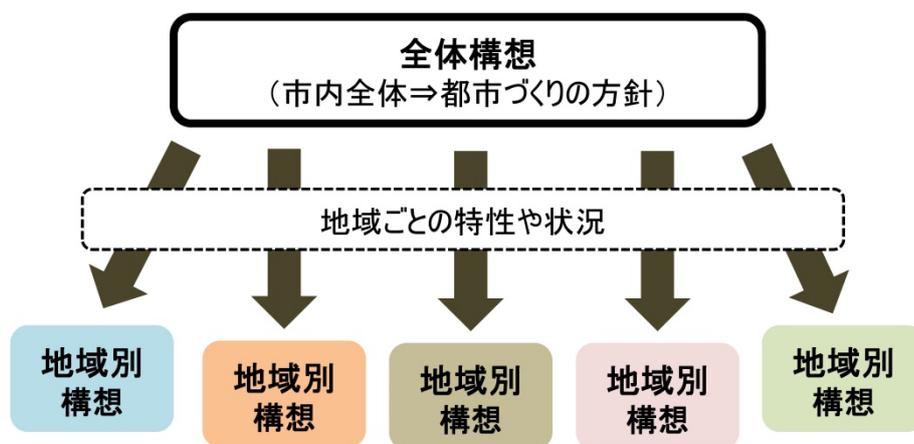


図 1-1 都市計画マスタープランの内容

（※1）2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標。17のゴールと169のターゲットから構成されている。



第1章 都市計画マスタープランとは
第2章 江別市の現状と課題
第3章 将来都市像と都市づくりの目標
第4章 都市づくりの方針
第5章 地域別構想
第6章 計画の推進に向けて
資料編

1-3 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「第7次江別市総合計画(※2)」(以下、「第7次総合計画」という。)及び北海道が定める都市計画の方針である「札幌圏都市計画区域(※3)の整備、開発及び保全の方針(※4)」に即するものとし、他の関連計画などと連携を図ります。

また、今後想定される人口減少を見据え、コンパクトで持続可能な都市づくりを一層推進するため、都市計画マスタープランの一部とされる「立地適正化計画」を同時に策定します。

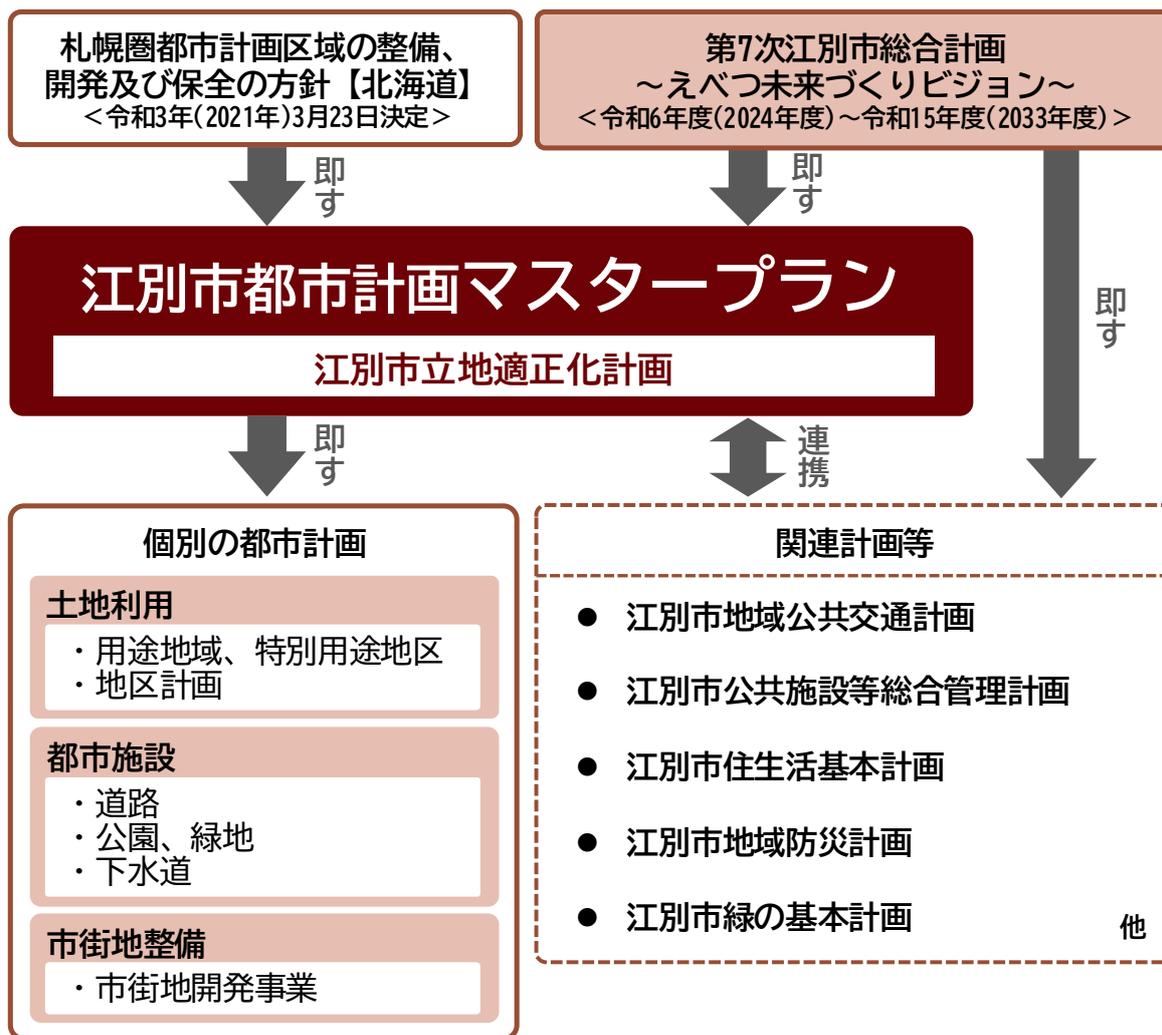


図 1-2 計画の位置づけ

(※2) 江別市のまちづくりの基本的な指針となる最上位計画。令和6年度から10年間の計画。

(※3) 札幌市、小樽市の一部、江別市、北広島市及び石狩市で構成されている都市計画区域の名称。

(※4) 都道府県が定める都市計画区域における都市計画の基本的な方針。都市計画の目標や区域区分の決定の方針などが定められたもの。

1-4 計画の目標年次及び対象区域

(1) 計画の目標年次

本計画は、令和6年度（2024年度）から開始し、10年後の令和15年度（2033年度）を目標年次とします。目標年次以降の都市の姿を見据えつつ、目指す都市像の実現に向けた都市づくりを進めます。

(2) 計画の対象区域

本計画の対象区域は、本市の都市計画区域(※5)（江別市全域）とします。

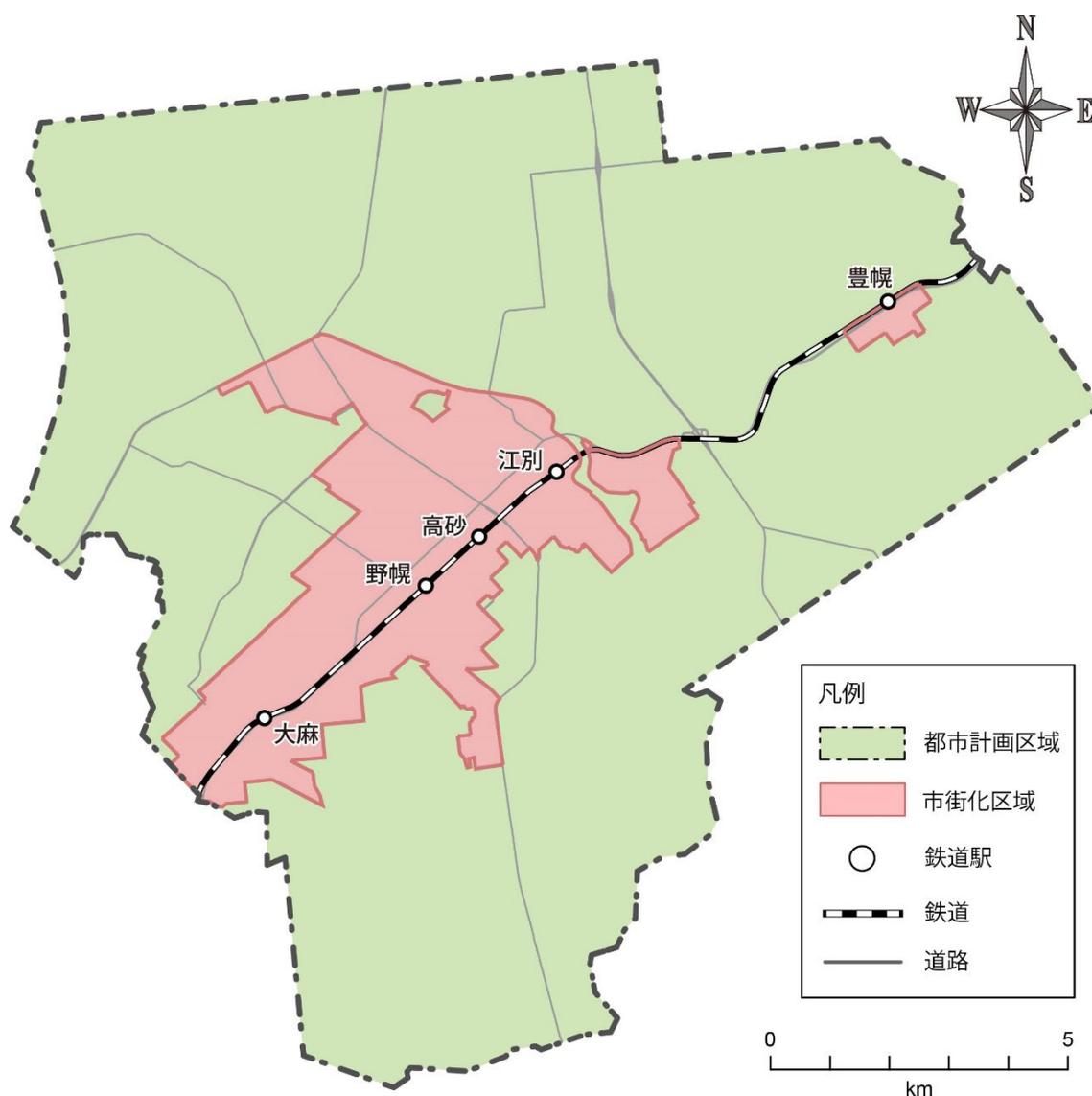


図 1-3 本計画の対象区域

(※5) 都市計画法その他の関連法令の適用を受ける区域。江別市では行政区域全域が指定されている。(都市計画法第5条)

第2章 江別市の現状と課題

2-1 現状と課題

2-2 求められる都市づくり

2-1 現状と課題

(1) 都市計画の現況

① 市街化区域(※1)及び市街化調整区域(※2)

本市では、昭和19年(1944年)に都市計画区域、昭和45年(1970年)には市街化区域及び市街化調整区域の指定を行いました。その後、適宜見直しを行いながら、令和5年(2023年)10月末現在、都市計画区域18,738ha、うち市街化区域2,938ha、市街化調整区域15,800haを指定しています。

表 2-1 市街化区域及び市街化調整区域の経過

告 示			面 積 (ha)			備考
年 月 日	告示番号	市街化区域	市街化調整区域	計		
昭和45年 7月 27日	北海道第1895号	2,210	16,673	18,883	当初予定	
昭和53年 6月 26日	北海道第2013号	2,460	16,423	18,883	第1回見直し	
昭和60年 3月 7日	北海道第327号	2,525	16,358	18,883	第2回見直し	
昭和62年 3月 30日	北海道第446号	2,563	16,320	18,883	変 更	
平成3年 3月 28日	北海道第451号	2,727	16,156	18,883	第3回見直し	
平成4年 10月 16日	北海道第1628号	2,749	16,134	18,883	変 更	
平成5年 9月 14日	北海道第1435号	2,820	16,063	18,883	変 更	
平成6年 3月 29日	北海道第470号	2,889	15,866	18,755	変 更	
平成9年 3月 28日	北海道第460号	2,905	15,850	18,755	変 更	
平成10年 3月 31日	北海道第461号	2,905	15,850	18,755	第4回見直し※	
平成11年 5月 7日	北海道第792号	2,909	15,848	18,757	変 更	
平成12年 3月 31日	北海道第569号	2,930	15,827	18,757	変 更	
平成16年 4月 6日	北海道第391号	2,930	15,827	18,757	第5回見直し※	
平成19年 11月 6日	北海道第705号	2,939	15,818	18,757	変 更	
平成22年 4月 6日	北海道第302号	2,938	15,819	18,757	第6回見直し	
令和3年 3月 23日	北海道第230号	2,938	15,800	18,738	第7回見直し※	

※第4回及び第5回見直し時においては、市街化区域に編入した箇所はありません。

第7回見直し時においては、近年の測量精度向上に伴う、都市計画区域面積の精査が行われました。

(※1)すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。(都市計画法第7条)

(※2)市街化を抑制すべき区域。(都市計画法第7条)

② 用途地域(※3)

本市では、11種類の用途地域を指定し、住居・商業・工業などの適正な配置を図っています。江別駅及び野幌駅、大麻駅周辺や国道12号沿道には商業系用途地域を指定し、店舗や事務所等の集積を図っています。

その周辺には住居系用途地域を指定し、全体の約75%を占めています。

また、市街化区域の縁辺部では準工業地域や工業専用地域を指定し、工業施設の集積を図っています。

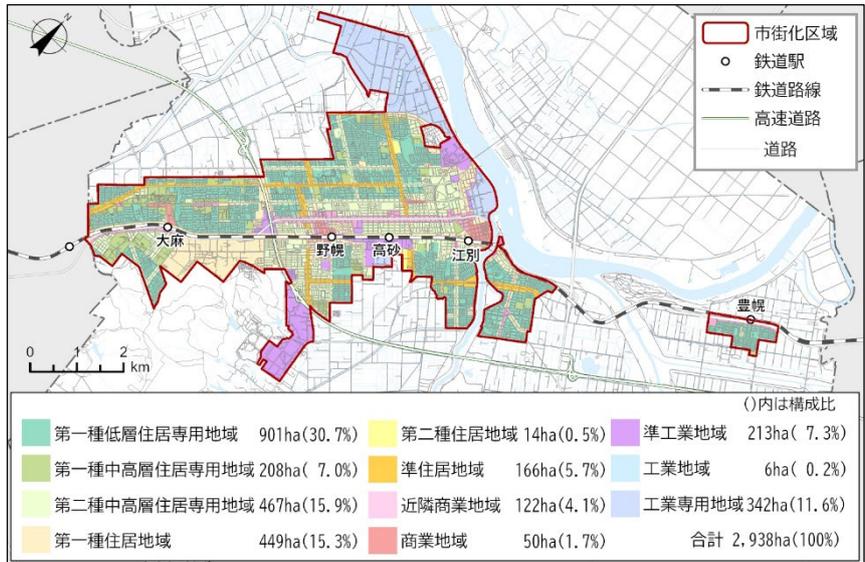


図 2-1 用途地域図(令和5年10月末時点)

③ 特別用途地区(※4)

本市では、大学・高校・教育研究所などが立地する地区とその周辺地区の良好な環境を保護するため、文教地区を指定しています。また、公害防止の観点から工業地としての土地利用の適正化かつ効率化を図るため、特別工業地区を指定しています。

④ 地区計画(※5)

本市では、13地区で地区計画を指定しており、「良好な住環境の確保」や「日常生活利便施設(※6)の計画的な誘導による利便性向上」、「交通利便性を生かした産業振興」などを目的とし、建築物の用途、構造及び敷地に関する制限を設けることで、適正な都市機能(※7)と健全な都市環境を確保しています。

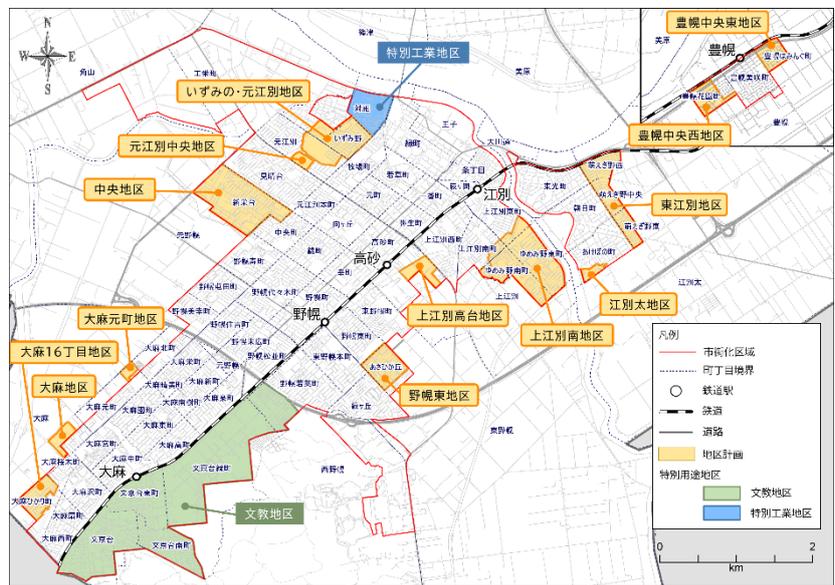


図 2-2 特別用途地区・地区計画図(令和5年10月末時点)

(※3) 良好な市街地環境の形成や、都市における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途や形態を規制・誘導するために12種類に区分した地域の名前。(都市計画法第8条)

(※4) 都市計画法で定められた地域地区の一つ。用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため当該用途地域の指定を補完して定める地区。

(※5) 都市計画法に基づき、比較的小規模な地区を対象に、建築物の形態や公共施設の配置など、地域の良好な環境を整備保全するために定められる計画。(都市計画法第12条の4)

(※6) 住まいの周辺にある生活に欠かせない様々な施設。スーパーやコンビニエンスストア等の買い物施設をはじめ、銀行や郵便局等の金融施設、病院や診療所といった医療機関などのこと。

(※7) 商業、産業、医療、業務、文化交流等の都市活動を支える機能。

⑤ 市街地開発事業

<新住宅市街地開発事業(※8)>

昭和39年度(1964年度)から昭和46年度(1971年度)にかけて、大麻地区215haにおいて新住宅市街地開発事業が実施され、大麻地区の開発が行われました。

<北海道住宅供給公社による宅地造成事業(※9)>

昭和46年度(1971年度)から昭和48年度(1973年度)にかけて、東大麻地区、西大麻地区、東野幌地区で計25.8haの宅地造成事業が行われました。

<土地区画整理事業(※10)>

昭和19年度(1944年度)から、昭和24年度(1949年度)にかけて、公共施行で実施された江別地域の第一地区74.2haでの事業をはじめとして、26地区、1,247.6haの区域で実施され、計画的な市街地開発が行われました。

<開発行為(※11)>

昭和41年(1966年)に初めて実施されて以降、令和5年(2023年)3月末までに293件、約402.3haの民間事業者などによる良好な市街地開発が行われました。

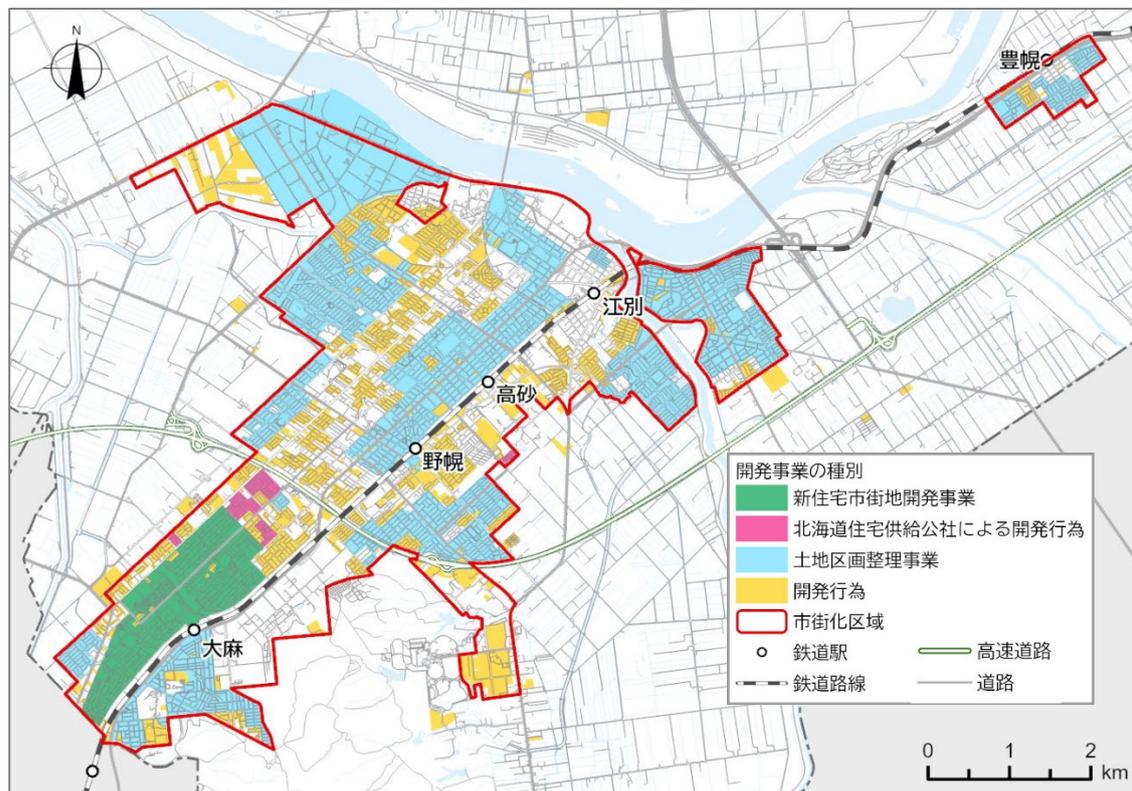


図 2-3 市街地開発事業位置図(令和5年10月末時点)

(※8) 人口増加が著しい市街地周辺の地域において、大規模な住宅地を開発する事業。主に地方公共団体や住宅供給公社が事業主体となる。昭和38年に創設された。

(※9) 主に住宅建設に供する目的で、土地の区画や形質を変更し、また、道路、公園などの公共施設の整備を行う事業。

(※10) 土地区画整理法に基づく市街地開発事業のことで、土地所有者から土地の一部を提供してもらい(減歩という)、道路や公園などを整備し、居住環境などの向上と計画的な市街地を形成するための事業。

(※11) 開発許可制度において、主に建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のこと。



⑥ 都市計画道路(※12)

市内の都市計画道路は 50 路線、112,380mが都市計画決定されており、整備率は 84.0%です。

表 2-2 都市計画道路の現況（令和5年3月末時点）

延長 (m)		路線数	整備率(%)
計画	整備済み		
112,380	94,350	50	84.0

⑦ 都市計画公園・緑地(※13)

市内の都市計画公園・緑地は 74 箇所、461.8ha が都市計画決定されており、整備率は 97.5%です。

表 2-3 都市計画公園・緑地の現況（令和5年3月末時点）

種別	面積(ha)			箇所数	整備率(%)	
	計画	整備済み	うち河川区域等整備を要しない区域			
公園	街区公園	11.12	11.12	-	45	100.0
	近隣公園	29.00	29.00	-	13	100.0
	地区公園	24.30	24.30	-	3	100.0
	総合公園	11.60	0.00	-	1	0.0
	運動公園	9.90	9.90	-	1	100.0
	広域公園	64.10	64.10	-	1	100.0
公園 計	150.02	138.42	-	64	92.3	
都市緑地	311.78	24.68	287.10	10	100.0	
計	461.80	163.10	287.10	74	97.5	

⑧ 下水道

令和3年度末における市内の公共下水道の整備率は 84.8%となっており、人口に対する普及率は 97.6%となっています。

表 2-4 下水道の現況・人口（令和4年3月末時点）

種別	処理区域面積 (ha)		処理区域内人口	人口普及率 (%)
	計画	供用		
公共下水道	2,883	2,445	116,341	97.6

出典：江別市統計書

※整備率…処理区域面積（供用）/ 処理区域面積（計画）

※人口普及率…下水道管が整備された区域の人口（処理区域内人口）/ 行政区域内人口

(※12) 都市計画に必要な都市施設として、都市計画により位置、名称、道路の種別、車線数などが定められた道路のこと。定められた区域内では建築の制限などがある。(都市計画法第11条第1項)

(※13) 都市計画に必要な都市施設として、都市計画に位置、名称、区域、種別、面積などが定められた公園・緑地のこと。定められた区域内では建築の制限などがある。(都市計画法第11条第1項)

(2) 土地利用状況

① 用途地域内の建物の用途

用途地域内全体に広く住居系の施設が分布しています。駅周辺や国道12号沿いには、商業系施設などが集中して立地しています。また、北西部の工業専用地域では工業系施設が集積し、江別第1・第2工業団地が形成されているほか、野幌地域南部のRTNパークでは主に先端技術系産業や食品関連産業の集積が図られており、工業系の施設が立地しています。

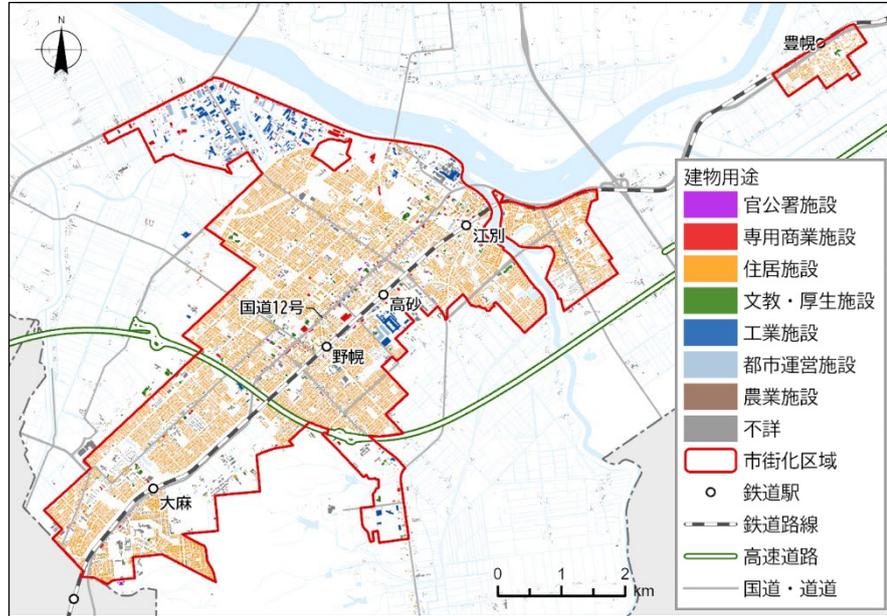


図 2-5 建物の用途

出典：北海道「令和4年度都市計画基礎調査」

② 低未利用地(※14)の分布

市街地の大半で土地利用が進んでいる一方、大小の低未利用地が市街地に点在しています。

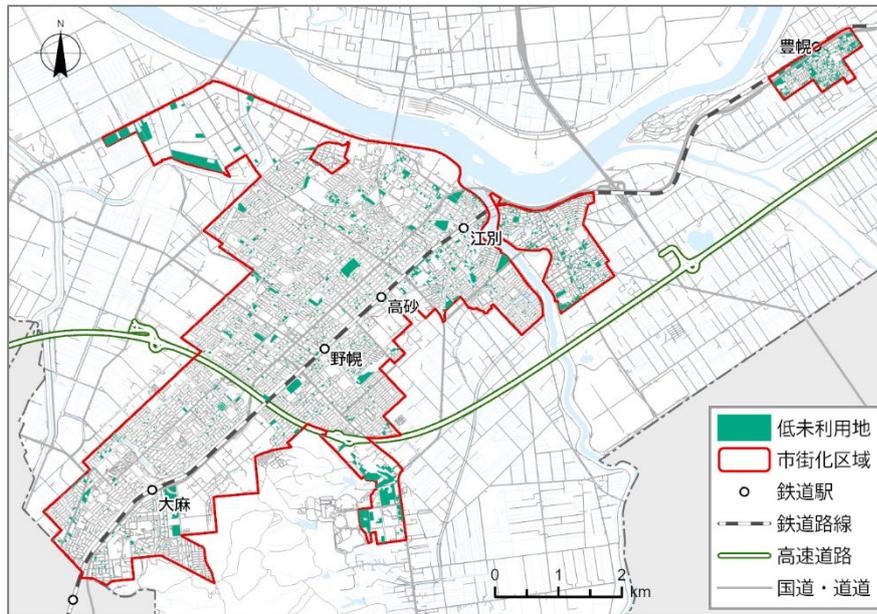


図 2-6 低未利用地の分布

出典：北海道「令和4年度都市計画基礎調査」
※未利用宅地、未整備農地、未利用原野を対象

(※14) 長期間に渡り利用されていない「未利用地」と周辺の状況と比べて利用の程度（整備水準、管理水準など）が低い「低利用地」の総称。

(3) 人口

本市の人口は平成17年(2005年)以降減少傾向にありましたが、令和2年(2020年)は微増しています。しかし、将来的には人口が減少し、令和27年(2045年)には93,218人まで減少するものと予測されています。

区分別では、老年人口は引き続き増加すると予測されており、高齢化率は、令和2年(2020年)の30.4%から、令和27年(2045年)には42.0%まで上昇の見通しです。

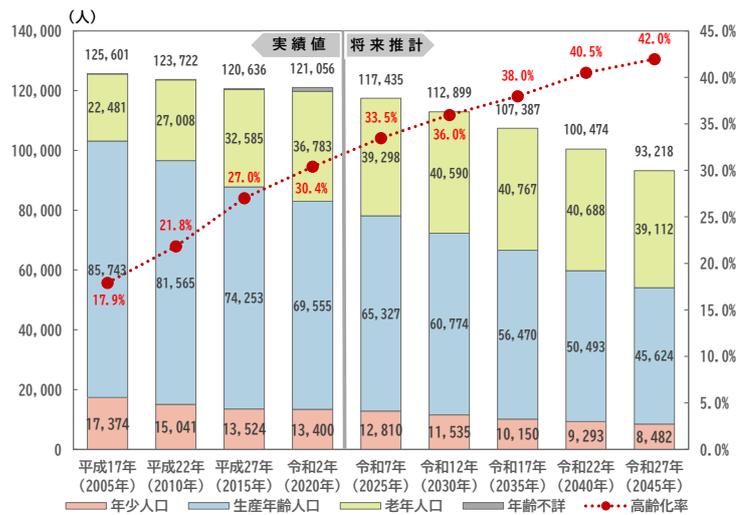


図 2-7 年齢別人口・高齢化率の推移

出典：令和2年まで国勢調査(※15)、令和7年以降江別市推計

(4) 産業

全体の就業者数は、平成27年(2015年)まで減少傾向にありましたが、令和2年(2020年)で増加に転じているとともに、産業別就業割合は、第3次産業が約76%を占め、就業者数が、平成12年(2000年)よりも増加しています。

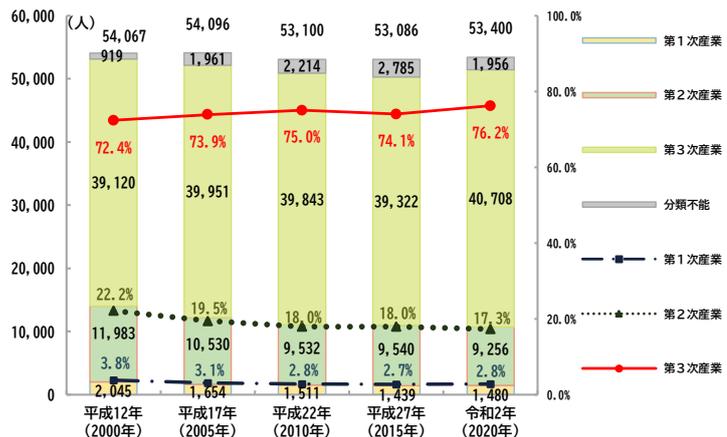


図 2-8 産業別就業者数の推移 出典：国勢調査

(5) 環境

近年、国内外で発生している様々な気象災害や気候変動が地球規模で課題となっており、令和2年(2020年)に国は、2050年までに温室効果ガス(※16)の排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル(※17)」を宣言しました。

また、本市においても令和5年(2023年)に「ゼロカーボンシティ(※18)」を宣言し、二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むこととしています。

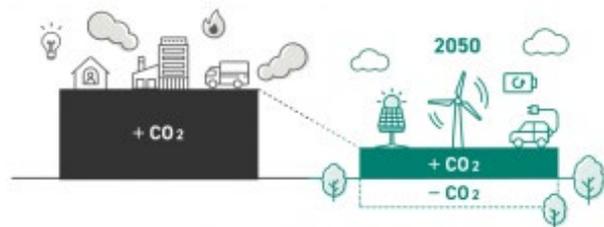


図 2-9 カーボンニュートラルのイメージ

出典：環境省 脱炭素ポータル

(※15) 5年ごとに総務省統計局が実施している全国民を対象とした人口や住宅に関する調査。

(※16) 地表から放射された赤外線の一部を吸収・放出することにより、放出された赤外線が地表付近の温度を高める温室効果をもたらす気体のこと。温室効果ガスには二酸化炭素やメタン等がある。

(※17) 温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

(※18) 2050年に二酸化炭素を実質ゼロにすることを旨とする首長自らが又は地方自治体として公表した地方自治体。

(6) 交通の動向

① 鉄道の利用状況

市内の有人JR駅それぞれの1日当たりの乗降客数の合計は、令和元年度まで概ね横ばいで推移しています。令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、減少しているものと推定します。

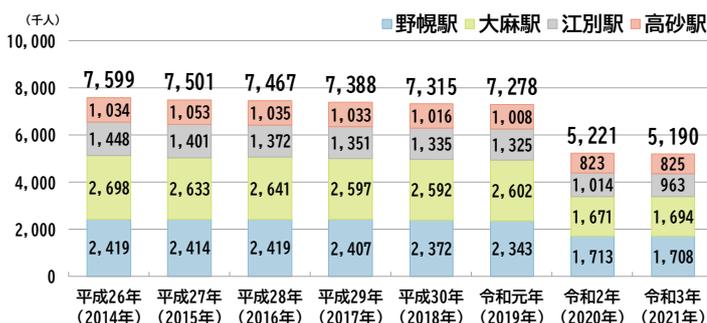


図 2-10 有人JR駅の1日当たり乗降客数の推移

出典：江別市統計書 ※豊幌駅は無人数のためデータ無し

② 路線バスの利用状況

<市内路線バス>

市内の路線バスは、北海道中央バス(株)、ジェイ・アール北海道バス(株)、夕張鉄道(株)(夕鉄バス)が運行しています。利用者数は令和元年度まで、増減がありながら概ね横ばいで、令和2年(2020年)以降は新型コロナウイルス感染症等の影響により、大きく減少しているものと推定します。

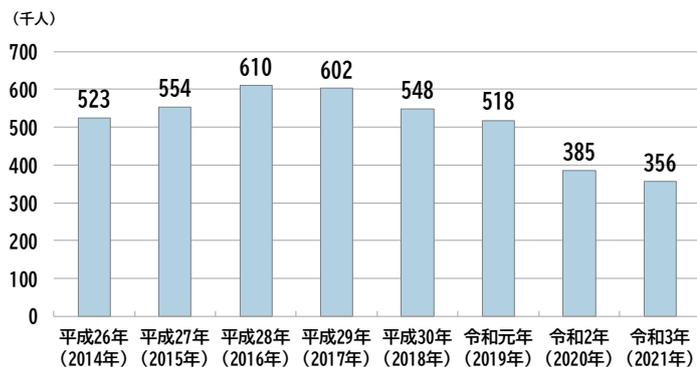


図 2-11 市内路線バス利用者数の推移

出典：江別市統計書

<市外路線バス>

本市では、市内と札幌市、北広島市、南幌町等を結ぶ路線バスが運行しています。利用者数は令和元年(2019年)まで350万人程度で推移していましたが、令和2年(2020年)以降は新型コロナウイルス感染症等の影響により、大きく減少しているものと推定します。

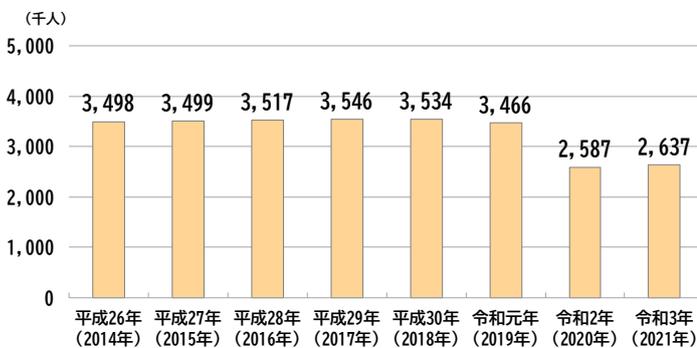


図 2-12 市外路線バス利用者数の推移

出典：江別市統計書

③ 運転免許返納件数の推移

本市を含む北海道警察本部管内の運転免許返納件数は、令和元年(2019年)に大幅に増加し、以降も高い水準で推移しています。

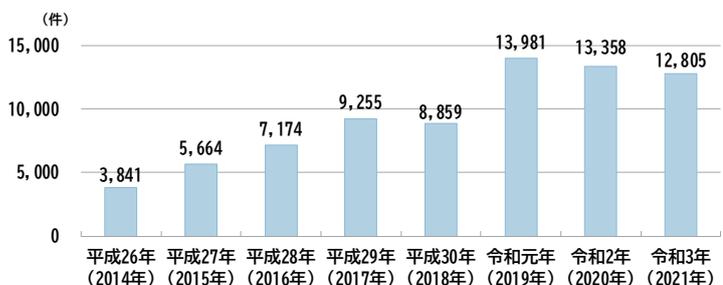


図 2-13 運転免許返納件数の推移

出典：警察庁「運転免許統計」 ※申請による運転免許の取消件数

(7) 災害リスク

本市で想定しうる最大規模の降雨により堤防が決壊した場合、市街化区域では江別地域・豊幌地域の一部で浸水が想定されています。

また、近年では、突発的な豪雨や台風、短期集中的な大雪、地震など、自然災害の激甚化や頻発化が課題となっています。

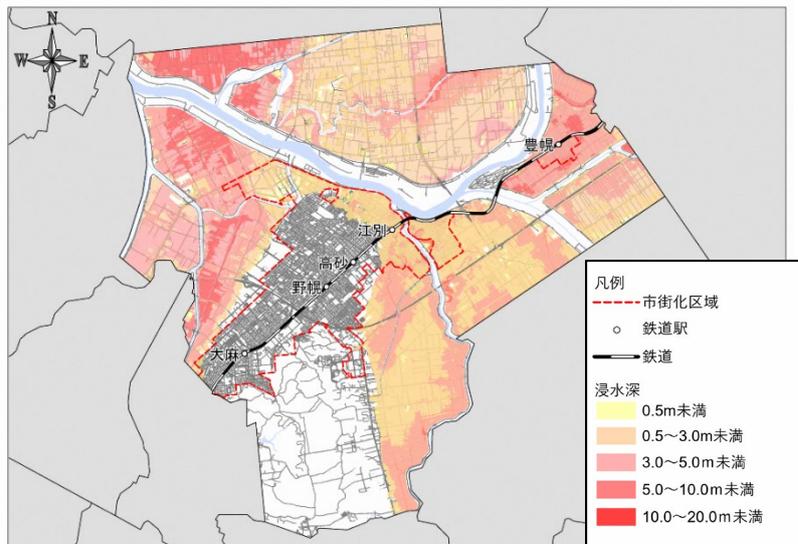


図 2-14 洪水浸水想定区域 (想定最大規模(※19))

出典：国土交通省「国土数値情報」

(8) 市民意識

令和3年10月に実施した「まちづくりに関するアンケート調査」や「第7次総合計画」の策定に向けた「えべつの未来づくりミーティング(※20)」から、市民の都市づくりに関する意見を聴取しました。本市の強みや満足している内容としては、商業施設や医療施設の充実、交通アクセスの良さ、大学との連携・交流などの意見が多くありました。一方、都市づくりのニーズとしては、交通アクセスを生かしたまちづくりや拠点の賑わい創出、安全・安心な生活環境などの意見がありました。

表 2-5 市民意識のまとめ

◆強み・満足している内容	◆都市づくりへのニーズ
<ul style="list-style-type: none"> ・ 商業施設が点在していて買い物がしやすい ・ 様々な種類の医療機関が揃っている ・ まちがコンパクトで住みやすい ・ 全体的に交通アクセスが良い ・ 様々な施設が近くにあり住宅環境が快適 ・ れんがの活用や緑・花が調和した街並み、大きい公園があり魅力的 ・ 大学が4つある、大学との連携・交流 ・ 公園や緑地が広い範囲に存在 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅周辺など市街地の賑わい ・ JR駅やインターチェンジなどを生かすべき ・ 空港までのアクセス改善 ・ 魅力的な店舗が欲しい ・ 自然災害への対策を進めてほしい ・ 安全安心なまちにしてほしい ・ 公共施設や公共空間のバリアフリー化(※21) ・ 恵まれた自然環境を生かすべき

(9) 時代の潮流・情勢の変化

前計画策定以降、近年多発する自然災害や環境保全の動き、SDGsの取組、新たなデジタル技術の活用など、本市を取り巻く外部環境の変化が生じています。

(※19) 想定し得る最大の降雨規模、1000年に1回程度を想定。(1000年毎に1回発生する周期的な降雨ではなく、1年の間に発生する確率が1/1000(0.1%)以下の降雨)

(※20) 第7次江別市総合計画の策定過程における市民参加の取組の一つ。少人数で構成するカテゴリー別のグループを複数設定して、江別市の未来について語り合う取組。

(※21) 高齢の方や障がいのある方が生活する上で、障壁(バリア)となるものを取り除くこと。



第1章 都市計画マスタープランとは
第2章 江別市の現状と課題
第3章 将来都市像と都市づくりの目標
第4章 都市づくりの方針
第5章 地域別構想
第6章 計画の推進に向けて
資料編

2-2 求められる都市づくり

(1) 現状・課題

都市づくりに関連する現状や課題を以下のとおり整理しました。

表 2-6 都市計画マスタープランに係る現状・課題

項目	現状・課題
都市計画	●整備中、未整備の都市計画道路が存在
土地利用	●大小の未利用地が市内に点在
人口	●近年、減少から微増に転じたが、将来は減少と推計 ●高齢化率は将来も増加する見通し
交通	●鉄道やバスの利用者は、令和元年(2019年)まで概ね横ばい(令和2年(2020年)以降は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で減少) ●免許返納者数は、令和元年(2019年)に大幅に増加し、以降は高水準で推移
産業・経済活動	●従業者数は近年増加に転じる ●第3次産業の割合が高い
環境	●「カーボンニュートラル」や「ゼロカーボンシティ」宣言を踏まえた、二酸化炭素実質ゼロへの取組が開始
災害リスク	●市街地の一部に浸水想定区域が存在 ●気象災害の激甚化、頻発化
市民意識	●満足：商業施設や医療施設の充実、交通アクセスの良さ、れんがを活用した街並み、大学との交流など ●ニーズ：市街地の賑わい、インターチェンジや自然環境等の活用など
時代の潮流・情勢	●SDGsの取組、人々の生活様式の変化、デジタル化への対応など

SDGsは「持続可能な開発目標:Sustainable Development Goals」という意味で、世界中で起こっている環境問題、差別・貧困・人権に関する問題などを、令和12年(2030年)までに解決していくことを目指しています。平成27年(2015年)の国連サミットにおいて、加盟国の全会一致で採択されました。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS





(2) 求められる都市づくり

本市を取り巻く現状や課題などから、今後の都市づくりにおいては、以下の考え方が求められます。

① 効率的な都市運営

今後、想定される人口減少や少子高齢化社会を見据え、適正な市街地の規模や都市機能の配置を行うとともに移動環境を充実させるなど、より効率的な都市運営を行っていく必要があります。

② 優位性や地域資源の活用

持続的で魅力的な都市づくりを行うため、交通アクセスの優位性や豊かな自然環境、未利用地をはじめとした本市が有する地域資源などを活用し、都市運営を支える人々の生活環境や産業活動を高める取組を行っていくことが重要です。

③ 環境変化や社会情勢等への対応

近年の環境や社会情勢等の変動を踏まえ、環境へ配慮した都市づくりを進めつつ、様々な外的要因にも対応が可能な都市運営を行っていく必要があります。



第3章 将来都市像と都市づくりの目標

- 3-1 将来都市像
- 3-2 都市づくりの基本目標
- 3-3 将来都市構造



3-1 将来都市像



本市の最上位計画である「第7次総合計画」では、以下の5つの基本理念に基づき、目指す都市将来像を「幸せが未来へつづくまち えべつ」としています。

第7次総合計画

<基本理念>

- ① いつまでも元気なまち
- ② みんなで支え合う安心なまち
- ③ 子どもの笑顔があふれるまち
- ④ 自然とともに生きるまち
- ⑤ 新しい時代に挑戦するまち

<将来都市像>

幸せが未来へつづくまち えべつ

本計画においても、目指す将来都市像を「幸せが未来へつづくまち えべつ」とし、将来都市像の実現に向けた都市づくりの目標や方向性を定めます。

<将来都市像>

幸せが未来へつづくまち えべつ

第1章

都市計画
マスタープランとは

第2章

江別市の現状と課題

第3章

将来都市像と
都市づくりの目標

第4章

都市づくりの方針

第5章

地域別構想

第6章

計画の推進に向けて

資料編



3-2 都市づくりの基本目標

本計画では、第2章の求められる都市づくりや将来都市像を踏まえ、長期的な視点から都市づくりの方向性を定めるため、目標年次以降の都市の姿を見据えながら、今後10年間で目指す都市づくりの基本目標を5つ設定しました。

また、持続可能な都市づくりを進めるために必要な視点として、SDGsとの関連を整理し、目標設定を行いました。

1. 駅周辺を拠点とする集約型都市づくり ～えべつ版コンパクトなまちづくり～



7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに



9 産業と技術革新の
基盤をつくろう



11 住み続けられる
まちづくりを

- ▶ 様々な都市機能が集積する駅周辺などを拠点とし、拠点と他の地域が機能的に連携することで、効率的で持続可能な都市づくりを目指します。
- ▶ 地域の特性などを踏まえた都市機能を誘導し、多様なニーズに対応した拠点の形成を図るとともに、拠点間の連携を深めることで賑わいの向上や循環を図ります。
- ▶ 拠点と拠点、居住地と拠点の往来など、交通環境の充実等を図ることにより、歩いて暮らしやすい都市づくりの実現を目指します。



図 3-1 コンパクトなまちづくりのイメージ

2. 江別の優位性を生かした経済の発展



8 働きがいも
経済成長も



9 産業と技術革新の
基盤をつくろう



11 住み続けられる
まちづくりを

- ▶ 本市は北海道経済の中心である道央圏に位置し、道央自動車道や広域にわたる道路網により、物流拠点や道内各地へのアクセスに優れていることや大学・研究機関等が集積していることなど、交通の優位性や本市の特色を生かした産業振興を図ります。



- ▶ 産業地の活性化に資する基盤整備を推進するとともに、インターチェンジ周辺や幹線道路沿線などにおいては、周辺環境に配慮し、地域の特性を踏まえた土地利用の検討を図ります。

3. 災害に屈しない強靱な都市づくり



- 平成30年9月に本市で過去最大震度を観測した北海道胆振東部地震や近年多発する集中的な豪雨などを踏まえ、災害時にも一定の都市機能を維持できるよう災害対策による都市の強靱化を図ります。
- 河川や公共施設をはじめとする既存ストック(※1)の機能強化や老朽化対策を推進するとともに、公園などを活用した指定緊急避難場所の確保など、都市施設における災害対策の強化を図ります。
- 災害時における関係機関との連携の強化や避難に関する周知や啓発を行うことで、防災体制の充実と強化を図ります。



4. 江別らしさを生かした住みよい都市づくり



- れんがなどの特産品や恵まれた教育環境、都市近郊型農業、アクセスのしやすさなど、本市の特性を生かしつつ、豊かな自然や未利用地をはじめとした地域が有する資源を有効に活用することで、魅力ある都市づくりを進めます。
- 利便性が高く良好な住環境を保全または創出することで、“誰もが住みやすいまち”として選ばれるような住みよい都市環境の形成を図るとともに、社会や経済などの変化にも柔軟に対応できる持続性のある都市を目指します。



5. 自然豊かで環境にやさしい都市づくり



- 野幌森林公園や石狩川などをはじめとする良好な自然環境を市民等と適正に保全するとともに、水辺などを活用した取組を進め、自然環境との共生を図ります。
- コンパクトなまちづくりなどによる環境負荷の低減や再生可能エネルギー(※2)に関する取組など、環境にやさしい都市づくりを目指します。



(※1) まちづくりにおいては、今まで整備されてきた道路や公園、下水道、公共施設、建築物等のインフラ設備のこと。
 (※2) 太陽光や風力、火力、地熱、バイオマスなど、一度利用しても再生可能なエネルギー資源のこと。

第1章 都市計画マスタープランとは
 第2章 江別市の現状と課題
 第3章 将来都市像と都市づくりの目標
 第4章 都市づくりの方針
 第5章 地域別構想
 第6章 計画の推進に向けて
 資料編



3-3 将来都市構造

(1) 将来都市構造の考え方

将来都市構造は、将来都市像の実現を目指し、これまでの都市の成り立ちや都市づくりの基本目標を踏まえ、将来の都市の骨格を示すものです。

野幌駅周辺と一体的に都市機能が連担する国道12号沿道を本市の中心市街地、江別駅と大麻駅周辺を主要な拠点である地区核、その他の駅周辺や元江別中央地区を地域拠点と位置づけ、えべつ版の集約型都市構造の形成を目指します。

これからは、持続可能な都市運営と誰もが便利で快適に暮らせる都市を実現するために、それぞれの特性に応じた多様な都市機能の集積を一層図るとともに、拠点間や居住地との移動を道路・公共交通などで連携することで、コンパクト・プラス・ネットワークによる都市構造を構築することを基本とします。

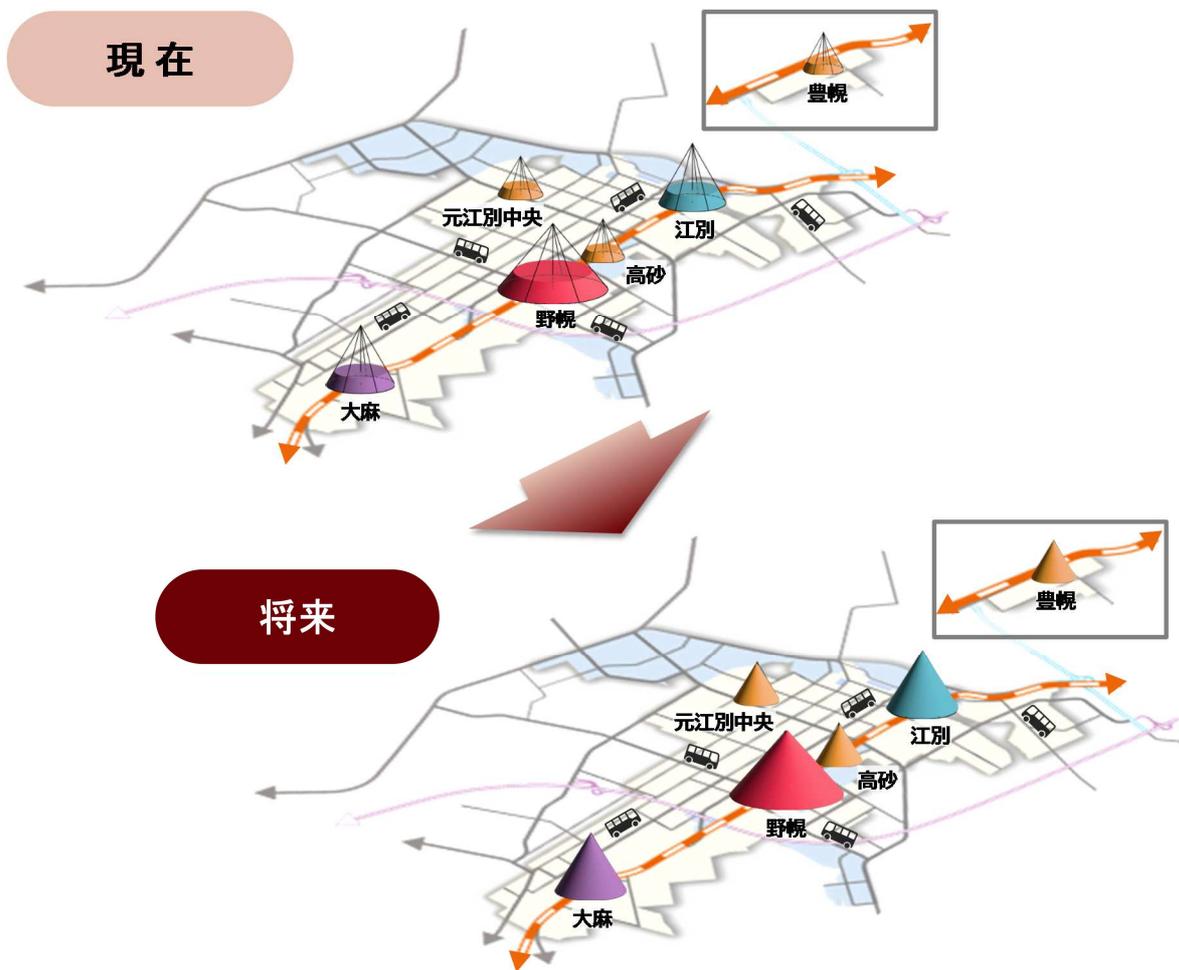


図 3-2 集約型都市構造のイメージ

また、主に農業地である市街化調整区域においては、健全な農業の発展と自然環境の保全のため、市街化を抑制することを基本としつつ、都市部と農村部の近接や交通利便性などの特性を生かします。

このような考え方にに基づき、将来に向けた都市構造を次のとおり設定します。

(2) 将来都市構造

1) 拠点

拠点は、商業業務機能、文化交流機能などが集積する都市や地域活動の中心的地区であり、今後の人口減少・少子高齢化などにより、拠点への生活利便施設等の都市機能の集約化や地域間におけるコミュニティの連携がさらに求められています。このため、都市機能が集積する江別駅、野幌駅、大麻駅の各周辺地区を主要な拠点、高砂駅、豊幌駅の各周辺地区及び元江別中央地区を地域住民の日常を支える拠点と位置づけ、都市活動を支える中心市街地を中心に、地区核、地域拠点を特性に応じて合理的に配置し、各拠点の効率的な育成や相互連携を図ります。

	項目	説明
拠点	中心市街地	本市全体に必要な機能が集積した拠点
	地区核	中心市街地との連携を担う拠点
	地域拠点	地域住民の日常生活を支える拠点

2) 中心軸

駅周辺を中心とする拠点を東西に貫くJR函館本線及び国道12号は、拠点間の連携や交通ネットワークの要となることから、都市の中心軸と位置づけ、沿線においては、都市の骨格にふさわしい土地利用などを目指します。

3) 交通軸

広域交通、地域間交通のネットワークを担う、主要な路線は、交通軸として位置づけます。

	項目	定義
交通軸	主要幹線軸	「高速自動車道」や「広域高規格道路」をはじめとした広域及び地域間連携の役割を担う軸。
	幹線軸	主要幹線軸を補完し、各市街地間を連絡する役割を担う軸。
	市街地内南北交通軸	主に中心軸（国道12号）を基点とし、市街地の南北アクセスを担う軸。
	都市内環状道路	都市内のネットワーク化を図り、市街地や地域間の交通アクセス性を高める路線。
	都心環状道路	都心部のネットワーク化を図り、周辺市街地から都心地区への交通アクセス性を高める路線。
	幹線歩行経路	歩行等により拠点内や拠点周辺の主要な連携を担う経路。



4) 河川軸

本市を代表する石狩川、千歳川、夕張川の主要3河川を、河川軸として位置づけ、防災機能のほか、うるおいや豊かな緑の環境の提供など良好な自然環境を生かした利活用を図ります。

5) 住宅地

拠点周辺に広がる住宅を中心とした市街地を住宅地と位置づけ、駅を中心とする歴史的成り立ちや地理的条件、コミュニティ形成などから、誰もが安心して生活できる住環境の形成を図ります。

6) 工業地

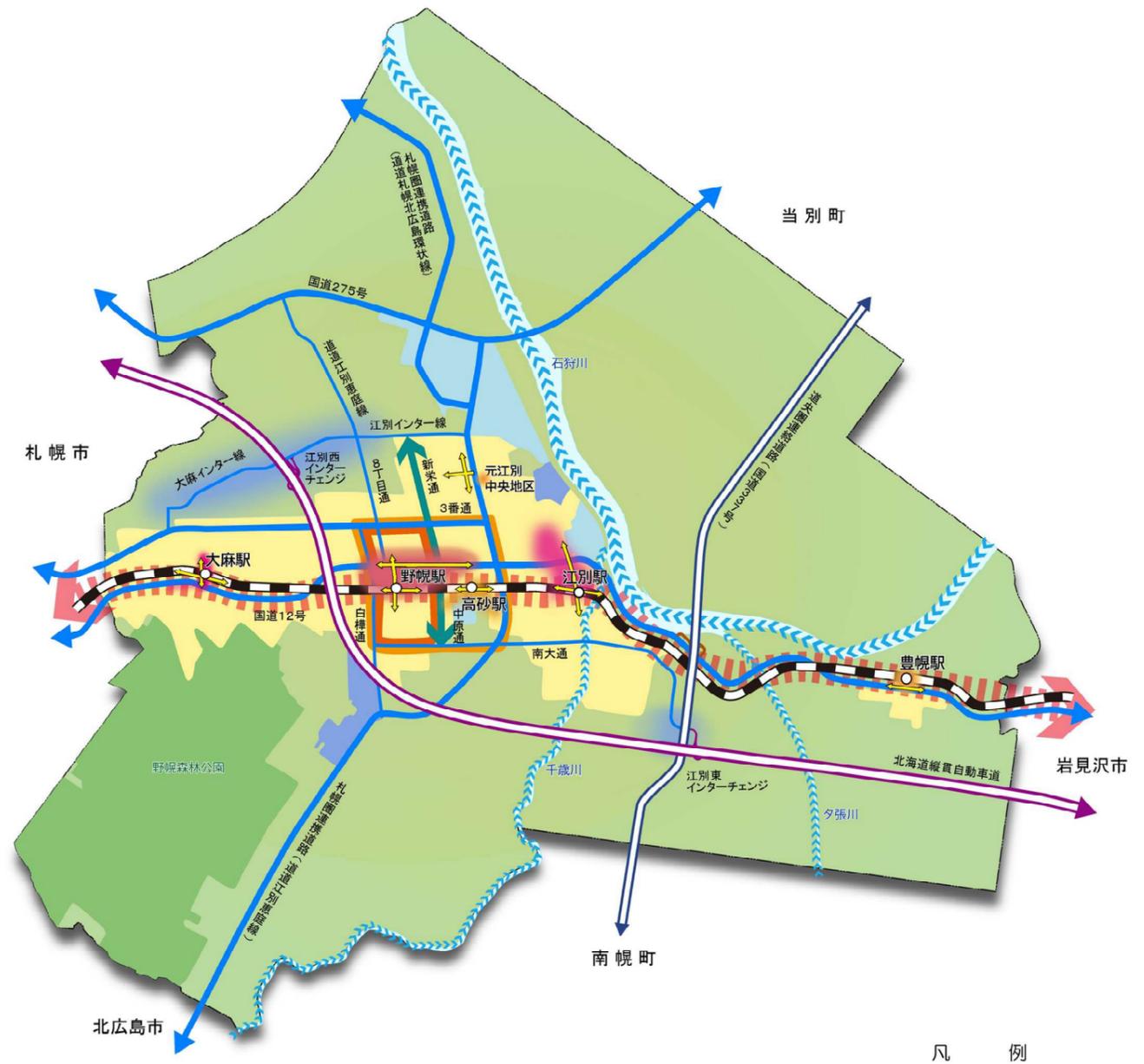
第1、第2工業団地（工栄町、角山）、RTNパーク（西野幌）などを、交通環境や操業環境が整った工業地として位置づけます。また、インターチェンジ周辺は、交通便利などの優位性を生かし、産業振興や地域の魅力向上などにつながる土地利用を検討します。

7) 農業地

市街地外縁に広がる優良な農地及び農村集落地を農業地として位置づけます。優良農地と良好な農村環境の保全、食料生産基地としての土地利用を基本としつつ、市街地と近接する特性を生かし、産業振興につながる土地利用などについて、周辺環境との調和などを考慮して検討します。

8) 野幌森林公園

野幌森林公園は、周辺の住宅地や工業地などの魅力づくりと環境負荷の低減などを担う本市の緑の要として位置づけます。



凡 例

	中心市街地		河川軸
	地区核		住宅地
	地域拠点		工業流通地
	中心軸		研究産業地
	高速自動車道		工業地
	広域高規格道路		インターチェンジ周辺の土地利用を検討するエリア
	主要幹線軸		農業地
	幹線軸		野幌森林公園
	市街地内南北交通軸		
	都市内環状道路		
	都市心環状道路		
	幹線歩行経路		

図 3-3 将来都市構造図

第4章 都市づくりの方針

- 4-1 土地利用の方針
- 4-2 都市施設の方針
- 4-3 都市環境の方針

4-1 土地利用の方針

本市は、札幌圏として一体的に整備、開発及び保全する必要のある区域として札幌圏都市計画区域に指定されており、市街化区域と市街化調整区域に区分しています。

駅周辺を拠点とする集約型都市づくりに向け、「第7次総合計画」や「札幌圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等との整合を図りつつ、本市の自然や地形、市街地形成の経緯、今後の人口減少や少子高齢化の見通し等を踏まえ、便利で快適な市街地の形成や誰もが暮らしやすい住環境の形成のため、用途転換を含めた適切な土地利用を図ります。

市街地周辺部においては、市街化を抑制することを基本としながら、特徴である市街地と農業地の近接する優位性や良好な交通利便性など地域資源を生かした産業振興に寄与する土地利用の検討を行います。

第1章

都市計画
マスタープランとは

第2章

江別市の現状と課題

第3章

将来都市像と
都市づくりの目標

第4章

都市づくりの方針

4-1

土地利用の方針

第5章

地域別構想

第6章

計画の推進に向けて

資料編

(1) 拠点

拠点は、商業業務機能、文化交流・行政機能などの公共サービス機能、交通結節機能(※1)など、主要な都市機能を地域の特性に合わせて充実・集積を進め、都市や地域活動の中心としてふさわしい都市空間の形成を図ります。

駅周辺を拠点とする集約型都市構造の形成に向け、野幌駅周辺及び都市機能が連担する中心軸である国道12号沿道を本市全体に必要な機能を集積する「中心市街地」、江別駅周辺、大麻駅周辺を中心市街地と相互連携を図りながら地域の活動を支える「地区核」とします。

高砂駅周辺、豊幌駅周辺、元江別中央地区については、地域の日常活動の拠点となる「地域拠点」とします。

なお、「中心市街地」及び「地区核」、「高砂駅周辺」については、都市機能の配置状況などを踏まえ、都市機能誘導区域(※2)に設定します。

また、各拠点での都市基盤施設の充実や、拠点内や拠点間での移動環境などの充実に努め、利便性と効率性の高い集約型の都市づくりを進めます。

表 4-1 拠点の個別方針

分類	個別方針
中心市街地	<ul style="list-style-type: none"> 野幌駅周辺及び都市機能が連担する中心軸である国道12号沿道は、本市の「顔」となる拠点として中心市街地に位置づけます。 本市の都市活動の中心として、都市機能の充実や土地の複合・高度利用を図り、誰もが利用しやすい魅力ある都市空間の形成を図ります。 都市機能誘導区域内においては、用途転換などを含めた適切な土地利用のあり方を検討し、商業、医療、福祉など中心市街地にふさわしい多様な都市機能の誘導を図ります。 市役所本庁舎などの行政機能や文化交流機能等の整備に向け、周辺環境に配慮しながら用途転換などを含めた適切な土地利用を図ります。 バリアフリー化の推進により、安全で快適な歩行空間の整備推進を図ります。
地区核	<ul style="list-style-type: none"> 江別駅周辺、大麻駅周辺は、中心市街地と各種都市機能の連携を担う拠点として地区核に位置づけます。 地域の都市活動の拠点として、都市機能の充実を図り、歴史性や界索性、自然環境など地域の特性を踏まえた魅力ある都市空間の形成を図ります。 都市機能誘導区域内においては、用途転換などを含めた適切な土地利用のあり方を検討し、地域の特性に応じた都市機能の誘導を図ります。 行政機能の集約などにより他の土地利用への転換を図る必要がある場合においては、用途転換などを含めた適切な土地利用を図ります。 バリアフリー化の推進により、安全で快適な歩行空間の整備推進を図ります。
地域拠点	<ul style="list-style-type: none"> 高砂駅周辺、豊幌駅周辺、元江別中央地区は、地域住民の日常生活を支える拠点として地域拠点に位置づけます。 地域の日常活動の拠点として、地域の実情に応じた生活関連機能などの充実を図ります。 都市機能誘導区域内においては、用途転換などを含めた適切な土地利用のあり方を検討し、地域の特性に応じた都市機能の誘導を図ります。

(※1) 交通手段相互の乗り換え及び歩行が効率的かつスムーズに行えることが求められる最も基本的となる重要な機能。
 (※2) 医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

(2) 住宅地

住宅地は、生活様式や価値観の多様化、少子高齢化の進展など社会情勢の変化に対応した、誰もが安心して住み続けられる住環境の形成を目指します。

生活様式や価値観に応じた多様性のある住宅地の形成に向け、多様な居住機能や生活利便機能などが調和した「一般住宅地」と、戸建住宅を主体としたゆとりある「専用住宅地」で構成します。

コンパクトな市街地の形成を図るため、居住誘導区域(※3)へゆるやかに居住を誘導し人口密度の維持を図るとともに、過度に自家用車に頼らず、徒歩や公共交通などを利用して誰もが快適に生活できる住宅地を目指します。

表 4-2 住宅地の個別方針

分類	個別方針
一般住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ■ 主に拠点周辺に位置する住宅地は、戸建住宅や集合住宅などの多様な居住機能や生活利便機能が相互に調和を保ちながら構成される中密度住宅地の形成を目指す区域として、一般住宅地に位置づけます。 ■ 大規模未利用地は、住民ニーズや周辺環境などを踏まえ、地域地区の変更や地区計画制度など用途転換を含めた土地利用のあり方を検討し、暮らしやすい住宅地の形成を図ります。 ■ 少子高齢化の進展などへの対策として、住みかえ・移住などの支援を推進します。 ■ 安全で安心な生活環境の確保を図るために、空き家等への対策を推進します。
専用住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ■ 主に一般住宅地周辺に位置する住宅地は、戸建住宅を主体としながら一定の生活利便施設などを有し、地域コミュニティが持続できるゆとりある低密度住宅地の形成を目指す区域として、専用住宅地に位置づけます。 ■ 社会情勢などを踏まえ、周辺の良好な居住環境の維持に努めることを基本に、今日的な住要求に対応した住宅建設が可能となるよう、必要な対応について検討します。 ■ 大規模未利用地は、住民ニーズや周辺環境などを踏まえ、地域地区の変更や地区計画制度など用途転換を含めた土地利用のあり方を検討し、生活利便施設などの立地により暮らしやすい住宅地の形成を図ります。 ■ 少子高齢化の進展などへの対策として、住みかえ・移住などの支援を推進します。 ■ 安全で安心な生活環境の確保を図るために、空き家等への対策を推進します。

(※3) 人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。



第1章 都市計画
マスタープランとは

第2章 江別市の現状と課題

第3章 将来都市像と都市づくりの目標

第4章 都市づくりの方針
4-1 土地利用の方針

第5章 地域別構想

第6章 計画の推進に向けて

資料編

(3) 幹線道路沿道地

幹線道路沿道地は、良好な交通環境の活用や後背の住環境の保護を目的とした土地利用を図り、中心軸や交通軸などを中心とした幹線道路沿道地を位置づけます。

表 4-3 幹線道路沿道地の個別方針

個別方針	
■	後背にある住宅地の保護としての緩衝機能や沿線の都市環境と調和した土地利用を図ります。
■	交通利便性を生かした商業業務施設などの多様な都市機能や集合型の居住機能などが調和した土地利用を図ります。
■	大規模未利用地は、住民ニーズや周辺環境などを踏まえ、用途転換などを含めた土地利用のあり方を検討し、都市機能の充実を図ります。
■	中心軸沿道地は、地域特性や周辺状況などを踏まえ、商業業務機能、交通結節機能、公共サービス機能など、都市の骨格にふさわしい都市機能の誘導や土地利用を目指します。

(4) 工業地・商業業務地

工業地は、札幌圏としての立地条件や良好な交通環境などの特性、特色をもった工業地ごとの魅力を生かした企業誘致の推進や工業地環境の向上に向けた取組を進めるとともに、産業振興に優位性のある地区については、新たな土地利用の検討を行います。

商業業務地は、地域の特性に応じた都市機能が充実・集積する土地利用を目指します。

拠点のうち、野幌駅周辺を「拠点商業業務地」、江別駅周辺及び大麻駅周辺を「地域商業業務地」に位置づけます。

また、幹線道路沿道を「沿道商業業務地」、豊幌駅周辺、高砂駅周辺、元江別中央地区を「その他の商業業務地」に位置づけます。

地域住民の生活利便性向上のため、本市の特徴である「商店街」を位置づけ、商店などの商業機能や地域社会活動の場などとして土地利用の検討を行い、活性化を図ります。

表 4-4 工業地・商業業務地の個別方針

分類	個別方針
第1、第2工業団地	<ul style="list-style-type: none"> ■ 製造や加工・流通を主体とした企業の集積を図ります。 ■ 札幌圏連携道路（道道札幌北広島環状線）などの基盤整備による需要の変化や企業ニーズを踏まえた土地利用の検討を行います。 ■ 利便性に優れた交通アクセス環境を生かし、周辺環境に配慮しながら、未利用地の活用などを進めます。
RTNパーク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 先端技術系産業や食品関連産業を主体とする企業の集積を図ります。 ■ 野幌森林公園や農村地域に近接する良好な環境を生かした特色ある土地利用とします。 ■ 今後の土地利用への需要などに対しては、民間が所有する未利用地の活用のほか、市街地外縁部への拡大も視野に入れた検討を行います。
インターチェンジ周辺地域	<ul style="list-style-type: none"> ■ 東西インターチェンジ周辺やアクセス道路沿道などは、周辺の農村地域への環境配慮・調和などを踏まえながら、交通環境などの優位性や地域の特性を生かした産業振興、まちの魅力の向上につながる戦略的な土地利用の検討を進めます。
その他の工業地	<ul style="list-style-type: none"> ■ 王子、高砂駅周辺の工業流通地や対雁の研究産業地など、既存市街地内の工業地は、これまでの発展経過などを踏まえ、地域の特性などに応じた土地利用に努めます。
商業業務地	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の特性に合わせた商業、医療、福祉、行政などの多様な都市機能の誘導・集積を図ります。 ■ 拠点商業業務地は、都市活動の中心として、多様な機能が集積する高密度の利用を基本とします。 ■ 地域商業業務地は、中密度の利用を基本とし、歴史性や界索性など地域の特性を踏まえた機能集積を図り、必要な場合は周辺との調和に配慮しながら高密度の利用を図ります。 ■ 沿道商業業務地は、市街地内に網羅的に整備されている幹線道路沿道での分散的な都市機能の立地を図り、その他の商業業務地は、地域の実情に応じた生活関連機能などの充実を図ります。 ■ 環境変化を捉えながら、地域特性を踏まえた個性的で魅力ある商店街づくりを進めます。



第1章 都市計画マスタープランとは

第2章 江別市の現状と課題

第3章 将来都市像と都市づくりの目標

第4章 都市づくりの方針

4-1 土地利用の方針

第5章 地域別構想

第6章 計画の推進に向けて

資料編

(5) 市街地周辺部

市街地周辺部は、農業地や良好な自然環境を有する森林、河川敷地などで構成されていることから、本市の特徴である市街地と広大な農業地が近接する優位性を生かした都市づくりを目指します。

市街化を抑制することを基本としながら、必要に応じて、自然環境・景観の保全や農業の維持と発展に寄与する土地利用や、市街地周辺部の特性を生かした土地利用の検討を行います。

表 4-5 市街地周辺部の個別方針

分類	個別方針
農業地	<ul style="list-style-type: none"> ■ 都市近郊型農業の推進のため、優良な農地を保全し、食料生産基地としての土地利用を図ります。 ■ 農家レストランや直売所などのグリーン・ツーリズム施設整備を推進し、市民をはじめとする都市住民と農業者の交流が生まれる環境の創出により、農業の振興と農村の活性化を総合的に推進します。 ■ 農業集落地は、生活排水処理施設の整備など生活環境の改善に努め、良好な農村環境や農村景観の形成を図ります。
河川敷地	<ul style="list-style-type: none"> ■ 石狩川、千歳川、夕張川の主要河川や中小河川の敷地は、治水(※4)機能や生態系の保全のほか、親水空間(※5)としての役割を担います。 ■ 関係機関と連携を図りながら安全に配慮し、適正に保全・活用します。
幹線道路沿道	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市街地周辺部の特性を生かした土地利用を基本としつつ、地域資源を生かした産業振興に寄与する土地利用については、必要に応じて周辺環境の保全・調和などを考慮して検討します。 ■ 東西インターチェンジ周辺やアクセス道路沿道などは、交通便利などの優位性を生かした、産業振興やまちの魅力の向上につながる戦略的な土地利用の検討について、周辺環境を踏まえながら進めます。
野幌森林公園	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本市を象徴する広大な自然環境を有する野幌森林公園は、保水機能や防風機能、生態系の維持など重要な役割を担うとともに、市街地の魅力づくりや環境負荷の低減などに寄与する「緑の要」として位置づけ、関係機関と連携し保全と活用を図ります。 ■ 隣接市街地では、広大な自然環境を生かした緑豊かで魅力ある住宅地や教育研究環境、工業地の形成を目指します。
社会情勢の変化や新しいニーズへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市街化調整区域内の遊休公共公益施設などについては、必要に応じて住民ニーズを踏まえ、周辺環境との調和を考慮しながら、特性を生かした活用方を検討します。 ■ 周囲が市街化区域などで囲まれている市街化調整区域のうち、都市基盤整備上支障がなく、周辺市街地と調和し、健全で一体的かつ効率的な市街化を図るべき区域については、都市的土地利用が図られるよう地区計画制度などを検討します。 ■ 市街化調整区域における都市的土地利用において、市街化区域内に立地することが馴染まない機能や地域の特性を生かす機能の立地については、農業などとの調整を図りつつ、適切な土地利用を検討します。

(※4) 洪水などの水害を防ぎ、また水運や農業用水の便のため、河川の改良・保全を行うこと。

(※5) 河川、湖沼などの水辺において、水にふれ、接し、眺めるなど、水と親しむことができる空間。



凡 例

	拠点	中心市街地		都心地区	
	点	地区核			文教地区
	点	地域拠点			公園・鉄道林
	住宅地	一般住宅地		幹線道路	
	住宅地	専用住宅地			高速自動車道
	工業地	製造・加工・流通業等		公共施設	
	工業地	先端技術・食品関連業等			高等学校
	工業地	インターチェンジ周辺の土地利用を検討するエリア		公共施設等	
	農業関連地	農業地			大学
	農業関連地	河川			
		野幌森林公園			
		酪農学園大学等用地			

図 4-1 土地利用の方針図

第1章 都市計画マスタープランとは

第2章 江別市の現状と課題

第3章 将来都市像と都市づくりの目標

4-1 土地利用の方針

第4章 都市づくりの方針

第5章 地域別構想

第6章 計画の推進に向けて

資料編

4-2 都市施設の方針

道路、公園緑地、公共・公益施設、上下水道などの都市施設は、円滑な都市活動を支え、市民の利便性の向上や良好な都市環境を確保する上で必要な根幹的な施設であり、都市の骨格を形成するものです。

今後は人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化により、各都市施設の役割にも変化が生じることが想定され、多様な市民ニーズに対応することが求められます。

誰もが快適に生活できる環境の形成のため、引き続き計画的な都市施設の整備を行います。

第1章

都市計画
マスタープランとは

第2章

江別市の
現状と課題

第3章

将来都市像と
都市づくりの
目標

4-2

都市施設の方針

第4章

都市づくりの方針

第5章

地域別構想

第6章

計画の推進に向けて

資料編

(1) 道路

1) 道路網

道路は、自動車や歩行者、自転車等の基本的な通行機能をはじめ、市街地の形成や土地利用の誘導機能、電気・ガス・水道などのライフライン(※6)の収納や防災、環境等の空間機能を有する市民の生活には欠かせない重要な都市基盤施設です。

本市の道路網は、必要とされる役割に応じて、「高速自動車道」、「広域高規格道路」、「広域幹線道路」、「都市幹線道路」に分類した道路を将来的な交通需要などを考慮した配置としており、今後は完成に近づきつつある道路網の整備を引き続き推進します。

また、既存の道路においては、交通状況や周辺環境、土地利用などに応じた必要な機能強化を図るとともに、老朽化が進行する道路施設の修繕・補修を計画的に推進することで、安心で安全な通行空間の確保に努めます。

長期間未着手の都市計画道路については、交通量や道路網への影響、土地利用計画などを考慮し、必要な見直しを検討します。

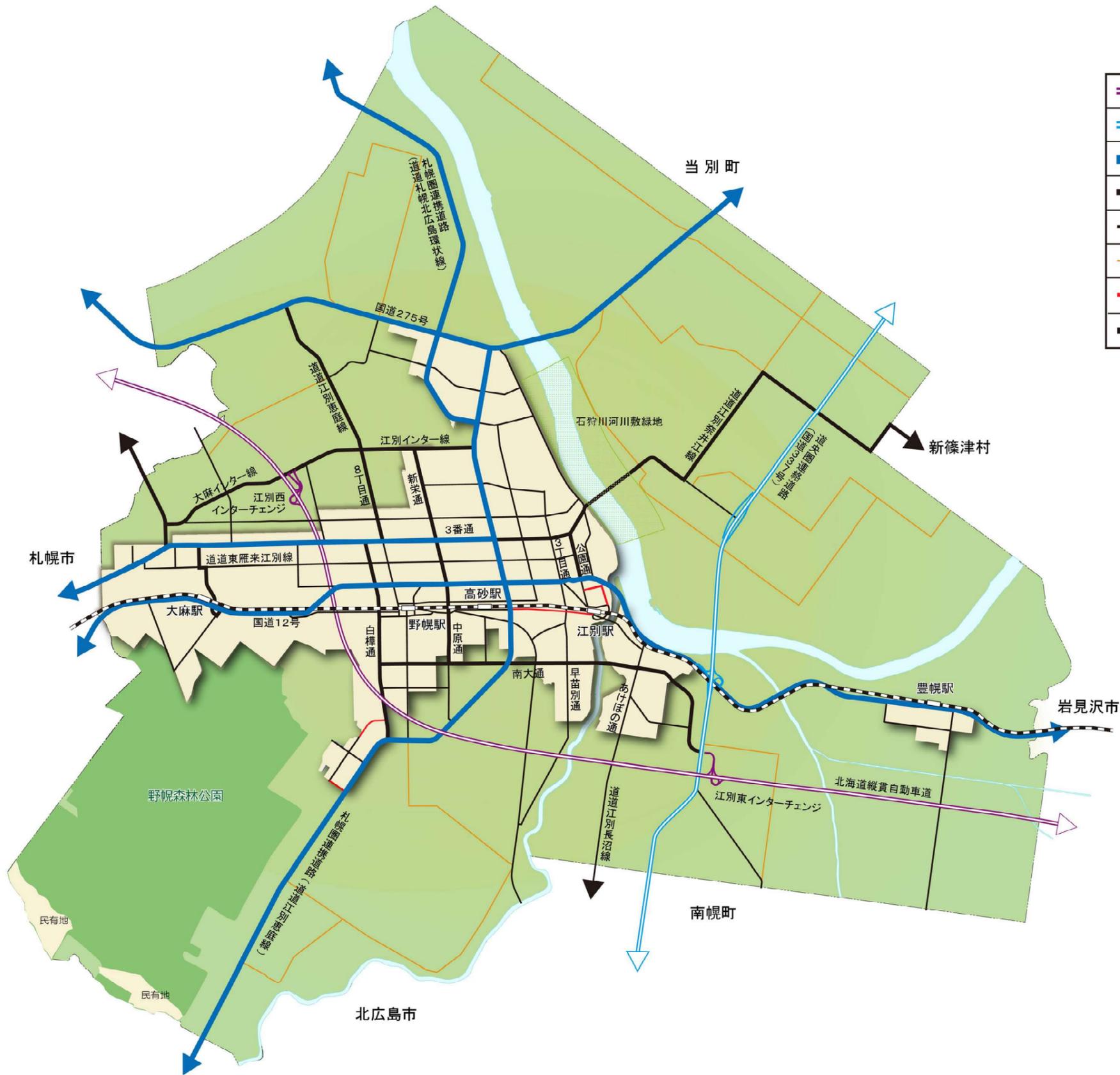
表 4-6 道路網の個別方針

分類	個別方針
高速自動車道	<ul style="list-style-type: none"> 北海道内の各圏域や都市間を連絡する道路であり、広大な北海道においては、円滑な人や物の流れを確保する重要性の高い役割を担います。 「北海道縦貫自動車道」を位置づけます。
広域高規格道路	<ul style="list-style-type: none"> 広域的交流拠点や物流拠点を連結し、札幌圏における人流や物流の連携を図る役割を担います。 「道央圏連絡道路(国道337号)」を位置づけます。
広域幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> 道央圏の骨格道路の一部であり、市町村間の連携を図る上で、重要な役割を担う道路です。 「国道12号」、「国道275号」、「札幌圏連携道路(道道札幌北広島環状線、道道江別恵庭線)」、「3番通」を位置づけます。 「札幌圏連携道路(道道札幌北広島環状線)」の整備推進に努めます。
都市幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> 市内の広い範囲で主要な道路網を形成する役割を担い、「高速自動車道」、「広域高規格道路」、「広域幹線道路」へのアクセスや地域間の連絡を担う道路を「幹線道路」と位置づけ、それを補完する機能を備える道路を「補助幹線道路」と位置づけます。

(※6) 電気、ガス、上下水道、電話、通信など都市生活や活動を支えるために整備されている供給処理、情報通信施設。



第1章 都市計画マスタープランとは
第2章 江別市の現状と課題
第3章 将来都市像と都市づくりの目標
第4章 都市づくりの方針
4-2 都市施設の方針
第5章 地域別構想
第6章 計画の推進に向けて
資料編



凡 例

	高速自動車道	
	広域高規格道路	
	道	
	都市幹線道路	幹線道路
		補助幹線道路
	郊外の主な道路	
	都市計画道路の見直し検討路線	
	鉄 道	

図 4-2 道路網の方針図

第1章 都市計画マスタープランとは

第2章 江別市の現状と課題

第3章 将来都市像と都市づくりの目標

4-2 第4章 都市づくりの方針
都市施設の方針

第5章 地域別構想

第6章 計画の推進に向けて

資料編

第1章

都市計画
マスタープランとは

第2章

江別市の現状と課題

第3章

将来都市像と
都市づくりの目標

第4章

都市づくりの方針

4-2

都市施設の方針

第5章

地域別構想

第6章

計画の推進に向けて

資料編

2) 歩行系道路

歩行系道路は、駅や公共施設、公園などを接続するよう市内に広く配置し、路線の重要度や利用形態に合わせた位置づけを行います。

“歩いて暮らせる都市づくり”の実現を目指し、市民が目的地まで安心して歩行等により移動できる通行空間の確保に努めます。

表 4-7 歩行系道路の個別方針

個別方針
<ul style="list-style-type: none"> ■ 拠点内や拠点周辺においては、多くの人流が見込まれることから、重要度が高い経路として「主要歩行者通行路線」に位置づけます。 ■ 自動車の通行とは分離し、歩行者や自転車のみ通行することが可能な構造とする自転車歩行者専用道路、グリーンモール(※7)、園路、緑道などを「歩行者等専用路線」に位置づけます。 ■ 駅周辺などにおいて歩行通路を整備する際は、周辺の景観やバリアフリーに配慮し、あらゆる方が安全に通行できる歩行空間の確保に努めます。 ■ 通学路については、江別市通学路安全プログラム(※8)に基づき、関係機関と連携し必要な対策を検討します。 ■ 自転車の通行については、自転車利用に関するルールの周知を図るなどのソフト対策(※9)を推進するとともに、必要に応じて自転車通行空間の整備を検討するなど、安全な自転車通行空間の確保に努めます。

(2) 公園緑地

誰もが安全に安心して利用できるよう既存施設の長寿命化を基本としながら、利用者ニーズや周辺環境、社会情勢に配慮した整備などを計画的に進め、健康と心の豊かさを保つ公園環境づくりを進めます。

また、維持管理や再整備においては、市民との協働により進めます。

表 4-8 公園緑地の個別方針

個別方針
<ul style="list-style-type: none"> ■ 効率的な維持管理により、既存施設の長寿命化を図り、計画的な施設整備を進めます。 ■ 公園の整備においては、ワークショップやアンケート等により市民ニーズを取り入れるとともに、必要に応じて周辺環境や自然環境、社会情勢などを踏まえた施設整備や適正配置を検討します。 ■ 公園・緑地などの管理においては、アダプト・プログラム制度(※10)を活用し、地域住民との協働による清掃・美化活動を進めます。 ■ 公園の規模や周辺環境等に応じて、指定緊急避難場所への指定など、防災施設としての役割を担います。

(※7) 樹木など緑や趣のある風景を楽しむ歩行系道路を主とした施設。

(※8) 通学路の安全確保のために必要な対策内容について関係機関で協議し作成した江別市通学路交通安全プログラム(平成26年4月)に、国から通知された「登下校防犯プラン」を参考に、防犯の取組を追加した通学路の安全確保を図る取組。

(※9) 施設的な整備を伴わず情報の活用やシステムの運用面等で取り組む対策のこと。(⇔ハード対策)

(※10) アダプトとは「養子縁組をする」という意味で、住民が道路、公園などの公共スペースを、養子のように愛情をもって面倒をみることに由来する。自治体と住民がお互いの役割分担について協定を結び、継続的に清掃・美化活動を進める制度。



図 4-3 歩行系道路・都市計画公園緑地の方針図

第1章
都市計画
マスタープランとは

第2章
江別市の現状と課題

第3章
将来都市像と
都市づくりの目標

4-2 第4章
都市づくりの方針
都市施設の方針

第5章
地域別構想

第6章
計画の推進に向けて

資料編

(3) 公共交通

過度に自家用車へ頼らず、人の移動を支える身近な交通手段としての役割を担います。
都市機能の集約化に加え、公共交通ネットワークを連携させることで、コンパクトなまちづくりに向けた取組を推進します。

表 4-9 公共交通の個別方針

個別方針	
■	バス路線や運行ダイヤ等の見直しなどをはじめとする少子高齢化社会に対応したバスネットワークの改善やデマンド型交通(※11)などの新たな移動手段の導入など、市民や関係機関との連携を図りながら、持続可能な公共交通ネットワークの構築に努めます。
■	交通機能の中核を担う主要なJR駅においては、運行情報の充実化をはじめ、交通結節点としての機能強化に努めます。
■	バス路線などの基本情報の周知や啓発活動等により、公共交通を支える市民意識の醸成を促し、公共交通の利用促進に向けた取組を行います。

(4) 公共・公益施設

少子高齢化の進展や市民ニーズの多様化に対応した機能の充実を図るほか、施設の老朽化への効率的な対応や災害に対応した安全性の確保、脱炭素社会に向けた環境への配慮、江別らしい景観への配慮など適切に進めます。

また、施設の配置においては、配置状況や利用状況から、地域ごとの特性を把握し、適切に対応します。

表 4-10 公共・公益施設の個別方針

分類	個別方針
公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ■ 既存施設の効率的な長寿命化や有効利用、機能の充実に努め、耐震化及びユニバーサルデザイン化(※12)を推進します。 ■ 整備・更新などにおいては、再生可能エネルギー導入の推進や地場産れんがの使用など景観形成に配慮するとともに、施設や機能の複合化・集約化を検討します。 ■ 新たな施設整備においては、市民と行政の役割分担、多用途活用や集約化などを検討します。 ■ 市営住宅においては、周辺環境や地域の特性を踏まえ、効率的な更新と長寿命化を計画的に推進します。 ■ 本庁舎建替においては、市民の利便性のほか、防災や環境、景観への配慮のうえ、機能の充実に努めます。
地域施設等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 介護施設や子育て支援施設、コミュニティ施設等の地域に根差した施設は、地域の実情に応じた適正な配置や維持管理を行い、地域住民の安全を確保するとともに、環境や景観への配慮に努めます。

(※11) 利用者の予約状況に合わせて運行時間や運行経路等を柔軟に対応する交通サービス。

(※12) 年齢や障がいの有無などにかかわらず、誰もが利用しやすいデザインのこと。

(5) 上下水道・処理施設

水道は、将来にわたり安全で安心して使える水道水を安定的に供給するため、持続可能な事業運営を推進します。

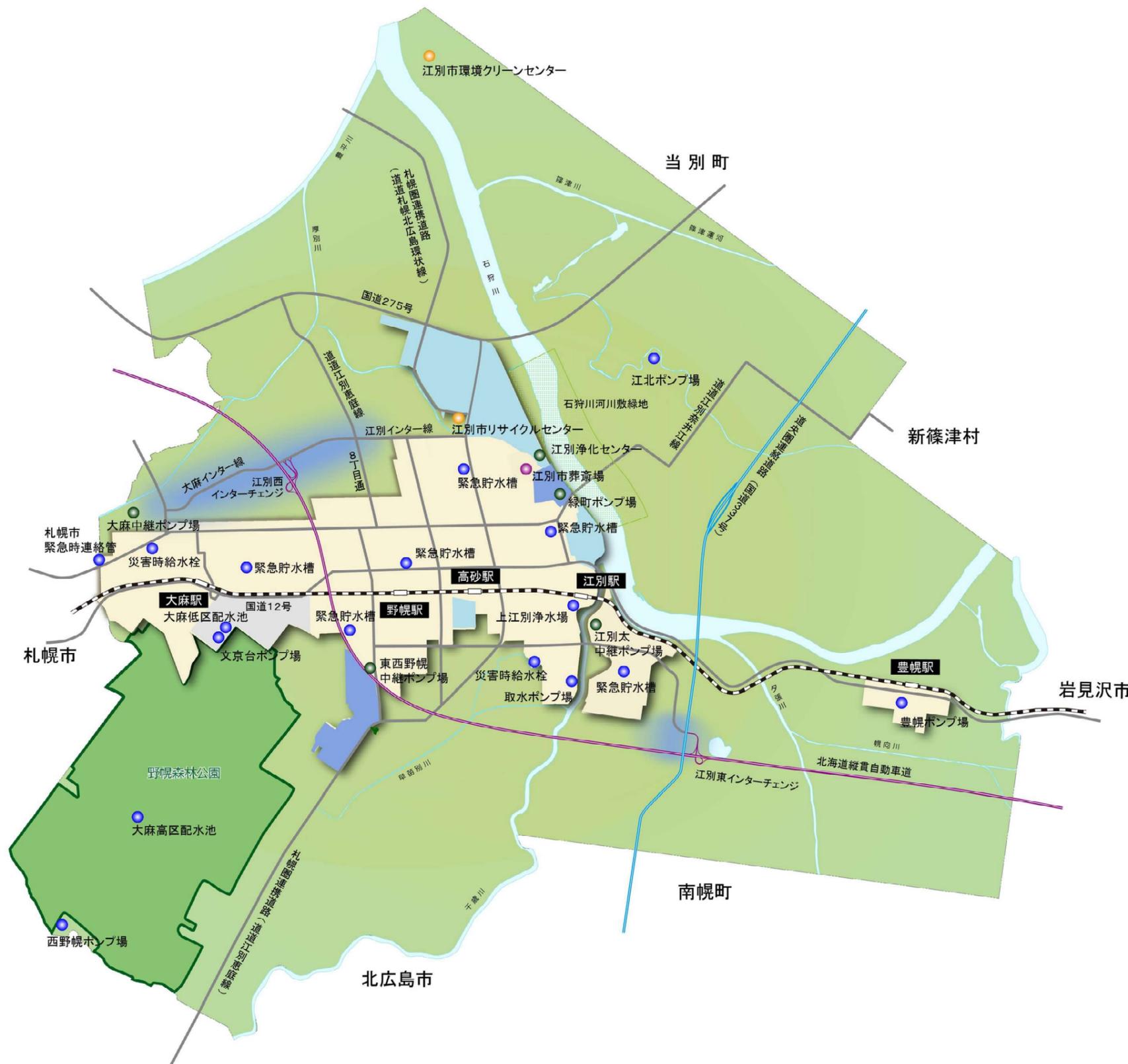
下水道は、施設の適切な維持管理と計画的な改築・更新や災害対策を行うことで、衛生的な生活環境の確保と河川などの水質保全に努めます。

ごみ処理施設等は、施設の延命化等により適正なごみ処理を継続するとともに、ごみの発生抑制を進め、循環型社会(※13)の形成を目指します。

表 4-11 上下水道・処理施設の個別方針

分類	個別方針
水道	<ul style="list-style-type: none"> ■ 水道施設の適切な維持管理を実施するとともに、今後の水需要も考慮した計画的な更新を進めます。 ■ 水質に影響を及ぼす危害リスクへの対応を整理した水安全計画を推進し、水源から蛇口に至るまで総合的な水質管理の充実を図ります。 ■ 地震及び停電などの災害時においても水道水を確保するため、水道施設の災害対策を推進し、耐震化や管網の強化などの施設整備を図ります。 ■ 災害時に備え、応急復旧や応急給水の訓練の実施、資機材の備蓄など、応急対策について更なる体制の強化を図ります。
下水道	<ul style="list-style-type: none"> ■ 下水道施設の点検や修繕を実施することで、老朽化した施設の延命化を図るとともに、計画的に改築や更新を進めます。 ■ 地震などの災害に備え、施設の更新に合わせた耐震化など、災害発生時における下水道機能の早期回復や機能確保などに努めます。 ■ 下水汚泥や処理水、消化ガスを有効に活用することで、環境負荷の低減を図ります。
処理施設等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 長期的かつ安定的なごみ処理などを継続するため、環境クリーンセンターの延命化等を図ります。 ■ ごみの発生抑制に向けた取組を行うとともに、資源物や熱エネルギーの回収を進め、循環型社会の実現に努めます。 ■ 施設の更新等を行う場合は、周辺環境に配慮し、適切な配置を図ります。

(※13) 生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負担が少ない社会のこと。



凡 例		
●	上下水道 施設	水道施設
		下水道施設
●	処理施設 等	ごみ処理施設
		その他処理施設
住宅地		
■	工 業 地	製造・加工・流通業等
		先端技術・食品関連業等
		インターチェンジ周辺の 土地利用を検討するエリア
酪農学園大学等用地		

図 4-4 上下水道・処理施設の方針図

第1章
都市計画
マスタープランとは

第2章
江別市の現状と課題

第3章
将来都市像と
都市づくりの目標

4-2 第4章
都市づくりの方針
都市施設の方針

第5章
地域別構想

第6章
計画の推進に向けて

資料編

4-3 都市環境の方針

江別らしさを生かした住みよい都市づくりを進めるためには、誰もが安全・安心に暮らせる災害に屈しない都市の形成、恵まれた自然や本市を象徴するれんがの温かさなど暮らしてほっとする景観を有する都市の形成、野幌森林公園や石狩川をはじめとする自然環境の保全・活用や脱炭素社会を目指す都市の形成が欠かすことのできない要素です。

本市の特徴である自然、歴史、文化などの地域資源を生かしながら、良好な都市環境の形成を図ります。

第1章

都市計画
マスタープランとは

第2章

江別市の現状と課題

第3章

将来都市像と
都市づくりの目標

4-3

都市環境の方針

第5章

地域別構想

第6章

計画の推進に向けて

資料編

(1) 都市防災

水害等の自然災害を未然に防ぐための施設整備を進めるとともに、災害時の被害を最小限に抑えられるよう、地域の特性に応じた防災体制の充実や意識向上を図るための施策を推進し、災害に屈しない強靱な都市環境を形成します。

表 4-12 都市防災の個別方針

分類	個別方針
水害に強い施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 気候変動による水害の頻発化・激甚化が予想されていることから、河川の堤防強化及び内水(※14)排除施設の整備など治水安全度の向上に努めます。 ■ 河川防災ステーションは、水防資器材の備蓄所や水防活動の拠点基地として活用します。
地震に強い施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 指定避難所や防災拠点となる公共施設、要配慮者利用施設(※15)のほか、多くの市民が利用する建築物の耐震化を促進します。 ■ 住宅における耐震診断や耐震化などの支援及び市民への情報提供を行います。 ■ 公園のオープンスペースを確保し、指定緊急避難場所としての機能の確保を図ります。 ■ 震災時における避難経路や代替路線を踏まえた道路網の形成を図ります。 ■ 震災時に通行を確保する道路は、災害時における避難・輸送に支障のないよう、災害に応じた対策に努めます。 ■ 上下水道施設の耐震化を推進し、震災時におけるライフラインの確保に努めます。
火災に強い施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市街地内の公園、河川空間、道路空間などは延焼防止帯となるオープンスペースとしての適切な確保について検討します。
防災体制・連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 防災活動における、市民・事業者・行政・関係機関等や都市間での連携強化を図り、被害の最小化に努めます。 ■ 市民・事業者などによる自主的な防災組織づくりの推進や活動への参加を啓発し、地域に対応した防災体制の充実に努めます。 ■ 林野火災の予防や市街地への延焼防止のため、市民への周知や関係機関等との連携強化に努めます。 ■ 災害時に備えた情報発信や防災訓練の実施、通信機能の強化、災害時に取るべき避難行動などの周知を図ります。 ■ 積雪期においては、市民・事業者・行政による適切な役割分担での除排雪などに努め、地震や大雪などの緊急時には、緊急車両の通行の確保を優先とするなど、適切な対応に努めます。 ■ 災害級の大雪への対策として、市民や事業者を交えた情報共有や情報発信の強化等の取組に努めます。 ■ 居住を誘導する区域においては、地域ごとの課題を踏まえた取組方針を明確化し、計画的に防災・減災対策に取り組めます。

(※14) 主に地表に降った雨が浸水せずに川へ流下する水。

(※15) 社会福祉施設、学校、医療施設、その他防災上の配慮を必要とする人が主に利用する施設。



第1章 都市計画
マスタープランとは

第2章 江別市の現状と課題

第3章 将来都市像と都市づくりの目標

第4章 4-3 都市環境の方針
都市づくりの方針

第5章 地域別構想

第6章 計画の推進に向けて

資料編

(2) 景観

恵まれた自然や農村の原風景、本市を象徴するれんがなどの江別らしい景観、歴史性や地域性などの賑わいや魅力ある景観の保全や創出、発掘、活用を図ることで、暮らしてほっとする景観のあるまちを目指します。

また、景観に関する取組においては、市民、事業者、行政等が適切に協力して、市民協働により進めます。

表 4-13 景観の個別方針

分類	個別方針
市街地景観	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住宅地においては、れんがと緑が身近にあり、愛着と温かみのあふれた暮らし続けたい景観づくりを市民と協働で進めます。 ■ 商業地などの人が集まる場所では、れんがを用いた店舗や店先への植栽などにより、活気と心地よさにあふれる魅力ある景観づくりを企業や商店街などと協働で進めます。 ■ 工業団地など工場が集まる場所では、地区内や周辺の自然が調和した景観づくりのため、道路や工場敷地内の緑化を企業と協働で進めます。 ■ 幹線道路沿道地は、まちの顔となる空間であることから、道路沿道などの緑化や適正な管理を行うとともに、地域ごとの風土や特色を生かした道路景観の形成を市民協働でめざします。 ■ 建築物や屋外広告物などに関する景観上の関連法令の適切な運用により、市街地景観を守ります。
郊外の景観	<ul style="list-style-type: none"> ■ 野幌森林公園や石狩川をはじめとする各河川、河畔林及び湖沼などは、関係機関等と連携しながら、必要な機能を確保しつつ適正に保全します。 ■ 広大な農地と点在する屋敷林、歴史ある耕地防風林、河畔林などは、所有者や管理主体などの協力を得ながら、自然が織りなす原風景として保全に努めます。 ■ 幹線道路沿道地は、遠くの山並みを背景に、広大な農地が広がり、江別らしい農村地域を印象づける空間であることから、都市近郊型農業や田園風景などの周辺環境に配慮した沿道景観の保全や形成を市民協働で目指します。 ■ 建築物や屋外広告物などに関する景観上の関連法令の適切な運用により、農村景観を守ります。
公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共施設等の整備においては、地場産れんがの使用など、周囲の環境に配慮しながら、れんがのまちにふさわしく親しみのある都市景観の形成に努めます。
景観の発掘・活用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 良好な都市景観を創り出している建造物や活動などの表彰、フォトコンテストを行うことで、市民や所有者等へ景観に対する意識の啓発を図るとともに、地域や市のPRに活用します。

(3) 環境

本市は、野幌森林公園や石狩川などをはじめとした特有の豊かな自然環境を有していることにより、都市部においても水と緑を身近に感じることができます。これらを市民協働により保全、創造、活用することで、江別らしい都市環境の形成、まちづくりを進めます。

また、コンパクトなまちづくりや豊かな自然環境の保全・活用、再生可能エネルギーの導入拡大などにより脱炭素社会の実現を目指します。

表 4-14 環境の個別方針

分類	個別方針
水と緑の保全	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本市特有であり、緑の要となる野幌森林公園や水・緑の骨格となる石狩川、鉄道林、耕地防風林をはじめ、各地域に残る樹林地や郊外の河畔林、湖沼などは、必要な機能を確保するとともに市民・事業者・行政の協働による適正な保全により質の向上に努めます。
水と緑の創造・活用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 水と緑のネットワークを構成する緑の拠点の整備に向けた検討を行います。 ■ 脱炭素や環境保全、レクリエーション、防災、景観、生物多様性など多様な観点から、水と緑の空間の創造を市民協働で進めます。 ■ 市街地開発などにおいては、新たな公園の緑や住宅地など身近な緑の創造を進めます。 ■ 快適で美しい街並みづくりのため、花や緑がある環境を市民協働で創造します。 ■ 野幌森林公園や市街地の樹林地、水辺、石狩川や市内を流れる様々な中小河川など身近な緑や水辺をはじめ、農地や湖沼、河畔林など、緑や水、土と人との交流の場として、所有者や関係機関等との連携を図りながら適正な活用に努めます。 ■ まちなかの河川空間においては、市民との協働、関係機関等との連携を図りながら水辺での賑わいの創出を進めます。
環境	<ul style="list-style-type: none"> ■ コンパクトなまちづくりや公共交通の利用促進などにより脱炭素化を目指します。 ■ 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの吸収が期待される野幌森林公園、耕地防風林、河畔林、身近な緑などの自然環境の保全・管理を市民や関係機関等と連携を図りながら進めます。 ■ 環境負荷の低減に資する事業・施策などの推進を図ります。 ■ 再生可能エネルギー活用に伴う新たな需要に応じた土地利用の検討を行います。

第1章

都市計画
マスタープランとは

第2章

江別市の現状と課題

第3章

将来都市像と
都市づくりの目標

第4章

都市づくりの方針

4-3

都市環境の方針

第5章

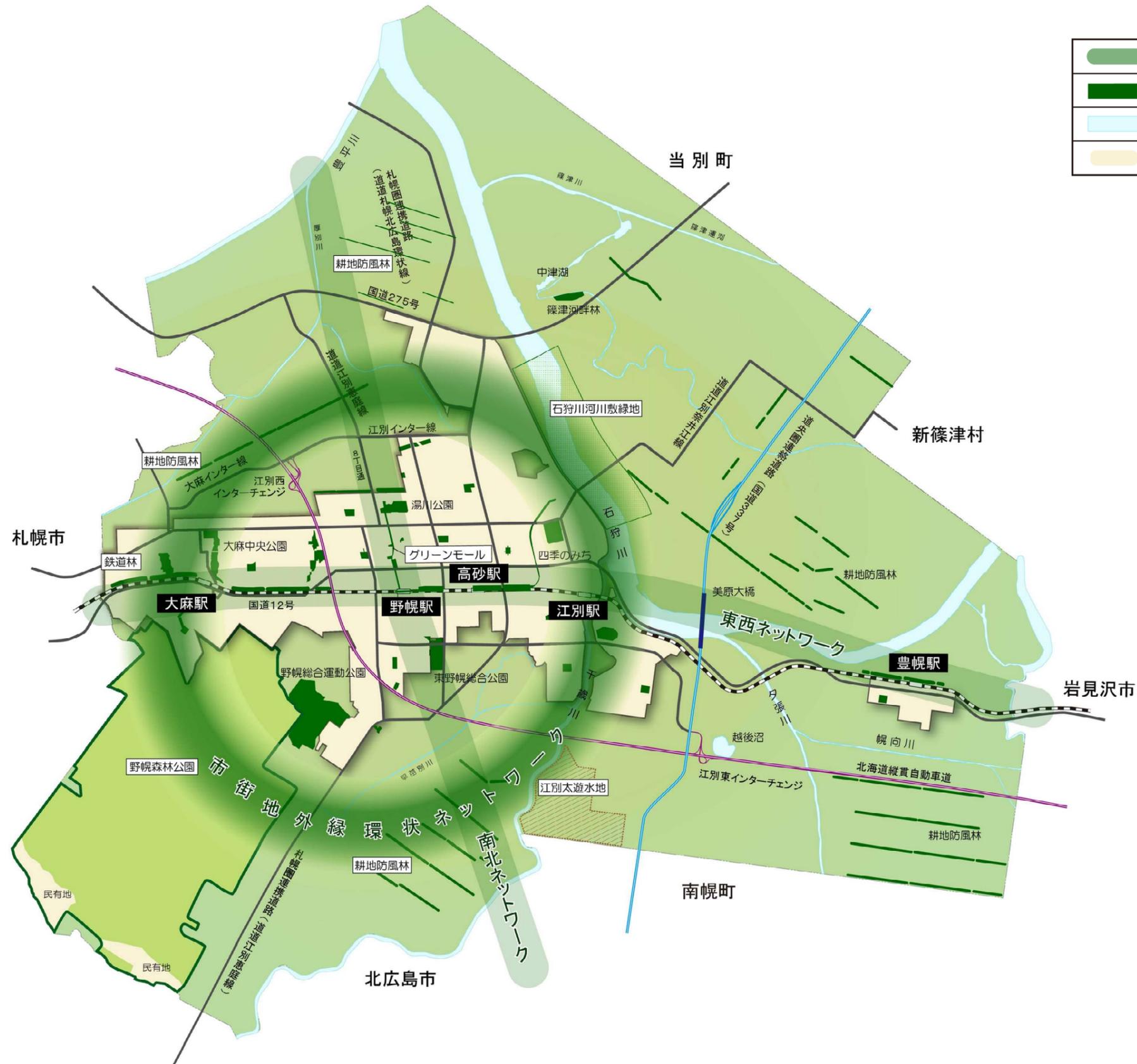
地域別構想

第6章

計画の推進に向けて

資料編





凡 例

	水	緑のネットワーク
	と	公園・緑地・鉄道林
	緑	河川
	市街地	

図 4-5 環境の方針図

第1章 都市計画
マスタープランとは

第2章 江別市の現状と課題

第3章 将来都市像と
都市づくりの目標

4-3 第4章 都市づくりの方針
都市環境の方針

第5章 地域別構想

第6章 計画の推進に向けて

資料編

第5章 地域別構想

- 5-1 基本的な考え方
- 5-2 地域区分
- 5-3 地域別構想 江別地域
- 5-4 地域別構想 野幌地域
- 5-5 地域別構想 大麻・文京台地域
- 5-6 地域別構想 豊幌地域
- 5-7 地域別構想 農村地域

5-1 基本的な考え方

「地域別構想」は、地域単位のより身近な生活空間の整備方針であり、「第3章 将来都市像と都市づくりの目標」、「第4章 都市づくりの方針」における本市の都市づくりの全体方針の枠組みを踏まえ、各地域の特性に応じた発展を促し、都市全体の発展に繋げるための地域づくりの方針です。

本市は、各地域が地理的、歴史的な背景などから、地域固有の特性をもとに発展してきた経緯があり、今後においてもその特性を生かした地域づくりが重要になります。

5-2 地域区分

「地域別構想」の地域区分は、地域に応じて多種多様な特性を有する市街地やその周辺部を範囲とし、地域の歴史、発展の形態、地理的条件、これまでの形成経過や住区構成などを踏まえて、江別地域、野幌地域、大麻・文京台地域、豊幌地域、農村地域の5地域に分けて、地域づくりの基本的な方針を定めます。

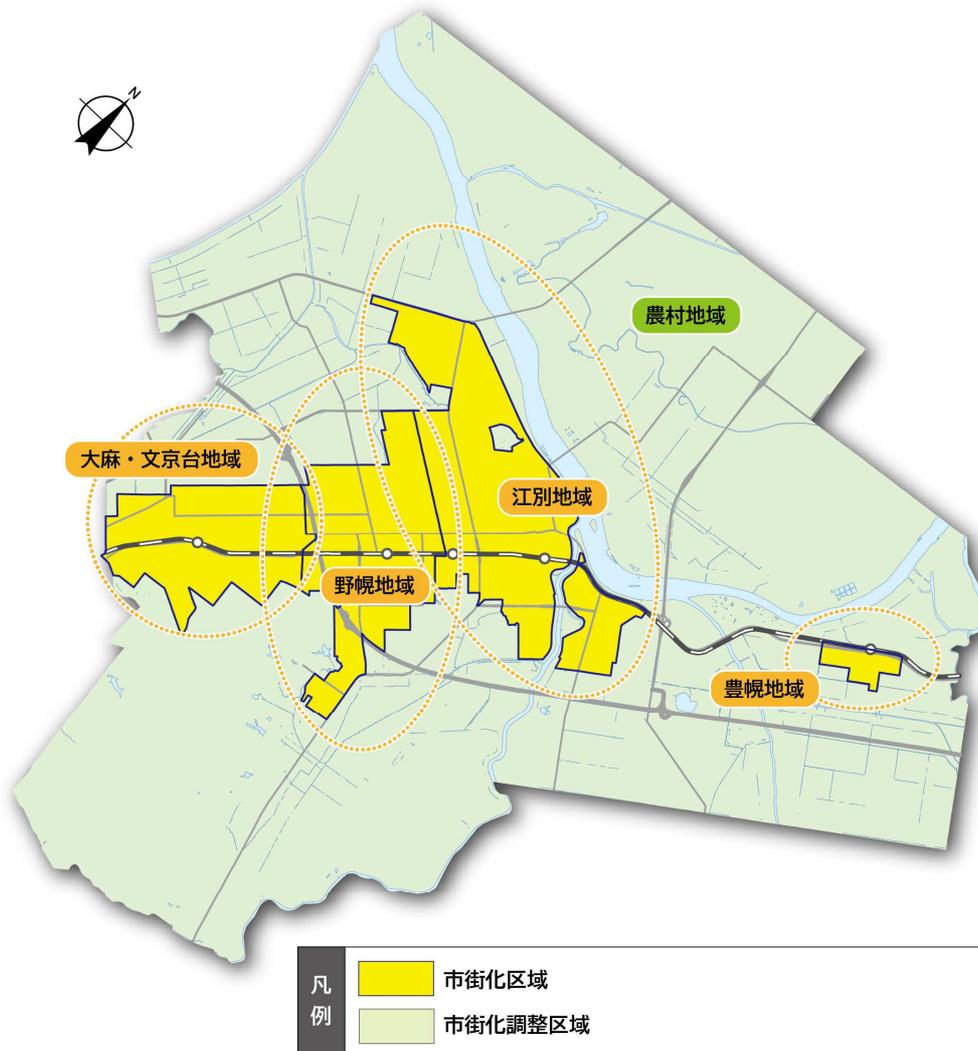


図 5-1 地域区分

5-3 地域別構想

江別 地域

5-3 地域別構想 江別地域

(1) 地域の特徴

江別地域は、江別、野幌、大麻・文京台と連なる市街地の東端に位置し、石狩川や千歳川をはじめとした自然環境が身近にある市内で最も古い歴史を持つ地域です。

また、地域医療の中核を担う市立病院や各種運動施設を備える青年センター、飛鳥山公園、郷土資料館など、特色ある都市機能が集積しています。

(2) 地域の現況

江別駅周辺は、商業等の業務系を中心とした土地利用が行われてきましたが、近年は人口が減少し、建物の老朽化も進んできています。こうした状況の中、歴史的建造物や河川環境等を生かした取組が始まるほか、駅周辺のまちなか居住が進みつつある状況を踏まえながら、今後は交通環境や地域資源の活用を含め、地区核としての在り方を地域とともに検討していく必要があります。

高砂駅周辺や元江別中央地区の地域拠点化は、一定の生活利便施設が集積されている状況にありますが、地域の身近な拠点として、市民ニーズや生活様式の変化などへ柔軟に対応することや移動環境への配慮が必要となります。

元江別では、大規模な民間宅地開発が行われている一方で、萌えぎ野などの過去に造成された住宅地においても、近年の石狩管内を中心とした住宅需要の高まりや南大通大橋等の交通環境の整備などにより、住宅の建設が進んでいることから、良好な住環境に資する取組が必要となっています。

また、昭和56年の豪雨では大きな被害を受けた地域であることから、河川堤防等のハード整備(※1)を継続するとともに、円滑な避難を目的とするソフト対策を進め、安全で安心な都市生活を支える取組が求められています。

王子や工栄町、角山では、製紙工場や工業団地としての土地利用がされており、産業の優位性を高める交通網の整備が重要となってくるほか、インターチェンジの周辺では、恵まれた交通環境を生かし、地域経済の活性化に寄与する土地利用の検討が必要となっています。



図 5-2 江別地域

(※1) 建物やインフラ設備などモノによる物理的な対策のこと。(⇨ソフト対策)

(3) 地域づくりの目標

江別地域は、江別駅周辺の歴史性、良好な河川環境などの特性を生かして地域の魅力を高め、また、交通環境における優位性などを生かした地域づくりを進めるとともに、過去に水害を受けた地域であることも踏まえ、次の3つの目標を定めます。

目標 1 地域資源の活用により “にぎわい” を創出し、「商」と「住」が融合した活力ある地区核を形成

- 川や歴史的建造物などの地域資源を活用した交流の場を創出、活用します。
- 江別駅周辺の未利用地や既存施設においては、地域の特色や周辺環境を踏まえた利活用の方向性を検討します。
- まちなか居住を推進し、“にぎわい”や“都市機能”を支えます。

目標 2 交通の優位性を生かした土地利用や産業の活性化に資する物流道路網の整備を推進

- 江別東インターチェンジやアクセス道路周辺など、交通の優位性を生かした土地利用を検討します。
- 札幌圏連携道路（札幌北広島環状線）や南大通などの整備推進を図ります。

目標 3 治水対策の継続・強化と良好で魅力的な住環境を形成

- 今まで行ってきた治水対策に加え、新たな取組を行うことで、強靱な都市環境を形成します。
- 特色ある都市機能や生活利便施設などの充実により、住みよい住環境を形成します。

(4) 地域づくりの基本方針

1) 土地利用の方針

拠点	地区核<江別駅周辺> <ul style="list-style-type: none"> “かわまちづくり(※2)”など、歴史性やまちなかの自然環境を活用することにより、人の流れや“にぎわい”を呼び込む取組を進めるとともに、病院やスポーツ施設等の都市機能の立地や駅周辺の利便性を生かしたまちなか居住を推進します。 未利用地や既存施設等の活用、交通結節機能及び交通環境の強化や改善を検討し、地域とともに江別地域の特性を生かした地区核を形成します。 未利用地や既存施設の活用においては、地域の将来性や機能誘導の方向性、地域住民の利便性等を踏まえた活用方法を検討し、土地利用の状況や方向性に応じた適切な土地の用途転換を図ります。
	地域拠点<高砂駅周辺> <ul style="list-style-type: none"> 商業業務等を中心とした生活利便機能の集積を図るとともに、特色ある都市機能の誘導に努めます。 駅周辺のまちなか居住を進め、土地利用に大きな変化が見込まれる土地については、周辺の都市機能の立地や環境を踏まえた土地利用に向けた取組を行います。
	地域拠点<元江別中央地区> <ul style="list-style-type: none"> 地域の日常生活を支える拠点として、地域の実情に応じた生活利便機能の維持及び充実を図ります。 拠点における交通環境を向上させるとともに、拠点周辺においても、良好な住環境に配慮しながら、住民ニーズを踏まえた土地利用を図ります。
幹線道路沿道地	<ul style="list-style-type: none"> 幹線道路や補助幹線道路等の沿道地については、良好な交通環境を生かし、生活利便施設の誘導を図るなど、周辺環境に配慮した土地利用を検討します。 南大通など、新たな道路整備により交通利便性の向上が期待される幹線道路沿道地においては、その特性を生かした土地利用を検討します。
住宅地	<ul style="list-style-type: none"> 駅周辺の住宅地においては、都市機能の集積や駅周辺という好環境を生かしたまちなか居住を推進します。 土地区画整理事業や大規模な開発行為などを中心に整備された専用住宅地については、未利用宅地への住宅建築を誘導し、ゆとりある良好な住環境を基本とした住宅地の形成に努めます。 まとまった未利用地においては、住民ニーズや周辺環境に配慮した土地利用を検討するとともに、行政や文化交流など、公共サービス機能や商業業務機能などの立地が見込まれる場合においても、用途転換を含めた効率的な土地利用の検討を行います。
工業地・商業業務地	<ul style="list-style-type: none"> 道央圏連絡道路や札幌圏連携道路をはじめとした広域的な移動の役割を担う道路の整備に伴い、第1、第2工業団地やインターチェンジ、その周辺を含めた交通の優位性が飛躍的に高まる地区などについては、必要に応じて、産業動向の変動や企業のニーズなどを踏まえた新たな土地利用を検討します。 江別東インターチェンジ周辺やアクセス道路沿線は、周辺環境に配慮しつつも、道央圏連絡道路や南大通などの整備に伴い、交通環境などの優位性や地域の特性を生かした産業振興、まちの魅力の向上につながる戦略的な土地利用を検討します。 新たな道路整備等により都市的土地利用の優位性が高まり、望ましくない土地利用がなされる恐れのある地区については、現状の土地利用を踏まえ、必要に応じて適正な沿道土地利用の検討を行います。 拠点周辺の商業業務地は、拠点周辺という特性や周辺の都市機能等の配置状況を踏まえた土地利用を検討します。 幹線道路や補助幹線道路沿道の商業業務地は、魅力ある店舗や多様な利活用の可能性を検討します。

(※2) 地域が持つ「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村や民間事業者、地域住民と河川管理者が連携の下、「河川空間」と「まち空間」が融合した賑わいある良好な空間形成を目指す取組。

2) 都市施設の方針	
道路網	<ul style="list-style-type: none"> ■ 完成に近づきつつある道路網の整備を引き続き推進するとともに、既存道路の機能強化や道路施設の老朽化対策を進め、安全で快適な通行空間を確保します。 ■ 道央圏連絡道路（国道 337 号）や札幌圏連携道路（道道札幌北広島環状線）、南大通の整備により地域間の連携を図るとともに、元江別中央通や 4 丁目通の整備を進め、道路網の完成を目指します。 ■ 鉄東線や 5 条 1 丁目通は、都市計画道路の見直し検討路線として、必要な見直しの検討を行います。
歩行系道路	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地区核や地域拠点、幹線道路などを主要歩行者通行路線として位置づけ、歩行者と自転車の安全で快適な通行空間の確保に努めます。 ■ “かわまちづくり”による歩行経路等は、地域住民や観光客などの通行路線として、歩行系道路と位置づけます。
公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ■ 課題に対応した効率的なバス交通体系や新たな移動手段などの検討を行うとともに、駅周辺などの交通結節機能の強化を図り、利便性の向上と利用促進を図ります。
公共・公益施設	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の公共施設については、施設の長寿命化や有効活用、機能の充実を図り、バリアフリーなどに配慮された利用しやすい施設整備に努めるとともに、必要に応じて住民ニーズを踏まえた利活用の検討を行います。 ■ 市民と行政の役割分担のもと、利用状況及び地域特性などに応じた適正配置、耐久性や景観、災害リスクなどに配慮した施設整備を検討します。 ■ 本庁舎建替においては、市民の利便性や防災、環境などへ配慮するものとし、必要な機能の集積を検討します。 ■ あけぼの団地は、長寿命化計画に基づき、建替や機能強化を図るとともに、周辺環境などを踏まえた余剰地の利活用を検討します。 ■ 中央団地においては、効率的で計画的な長寿命化を推進します。
公園緑地	<ul style="list-style-type: none"> ■ 既存施設の活用と長寿命化を基本としながら、利用者ニーズを取り入れた施設の改築や施設整備に合わせた適正配置の検討など、安全で安心して利用できる公園環境づくりを進めます。 ■ 地域内の公園や緑地において、アダプト・プログラム制度を活用した公園の清掃や美化活動を市民協働により進めます。
上下水道施設	<ul style="list-style-type: none"> ■ 水道事業では、水道施設の適切な維持管理や計画的な更新を行うとともに災害対策を推進し、安全で安心して使える水道水を安定的に供給します。 ■ 下水道事業では、下水道施設の適切な維持管理と計画的な改築・更新や街路事業に伴う下水道整備などを行うことで、衛生的な生活環境の確保と河川などの水質保全に努めます。



3) 都市環境の方針	
都市防災	<ul style="list-style-type: none"> ■ 河川増水時のタイムライン（防災行動計画）等の防災情報の周知に取り組むとともに、避難行動要支援者の個別避難計画の策定を進め、人的被害を未然に防ぐ取組を行います。 ■ 石狩川や千歳川をはじめとした河川の堤防強化や内水対策などを進めるとともに、千歳川流域においては、特定都市河川(※3)指定による総合的な治水対策の強化を関係機関と連携して進めます。 ■ 河川防災ステーションは、水防活動の拠点や水防資器材の備蓄所としての機能を維持するとともに、市民の交流や来訪者の休憩所として引き続き活用します。 ■ 避難所機能を有する公共施設の耐震化の促進や、公園のオープンスペースを確保し、指定緊急避難場所としての機能を確保、避難経路等考慮した道路網、上下水道の耐震化や緊急時における指定輸送道路の確保など、災害に応じた対策に努めます。 ■ 雪対策については、除排雪体制の強化を図るとともに、地域の降雪状況に応じた除排雪作業など、市民等への情報発信に努めます。
景観	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住宅地では、れんがと緑のあたたかみのある景観形成を市民協働で進めます。 ■ 江別地域の歴史性を感じさせる建造物や豊かな自然景観などの保全や活用、新たな景観や活動等の発掘に努めるとともに、江別駅周辺の土地利用を検討する際においても、歴史性や周辺の自然環境などを踏まえた景観形成に努めます。 ■ 美原大橋などの本市を象徴する景観資源については、地域の魅力としての情報発信に活用するなど、PRに努めます。 ■ 江別東インターチェンジ周辺の土地利用の検討は、周辺環境に配慮した景観形成に努めます。 ■ 公共施設整備において、地場産れんがが使用の推進など、江別らしい景観に配慮します。
環境共生	<ul style="list-style-type: none"> ■ 良好な河川、河畔林などを保全するとともに、親水空間等の創出により、自然環境の活用に取り組みます。

(※3) 「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」に定められ、都市部を流れる河川であって、その流域で著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあるにもかかわらず、河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の状況や接続する河川の状況、周辺の地形その他の自然的条件により困難なもので、国土交通大臣又は都道府県知事が指定したもの。



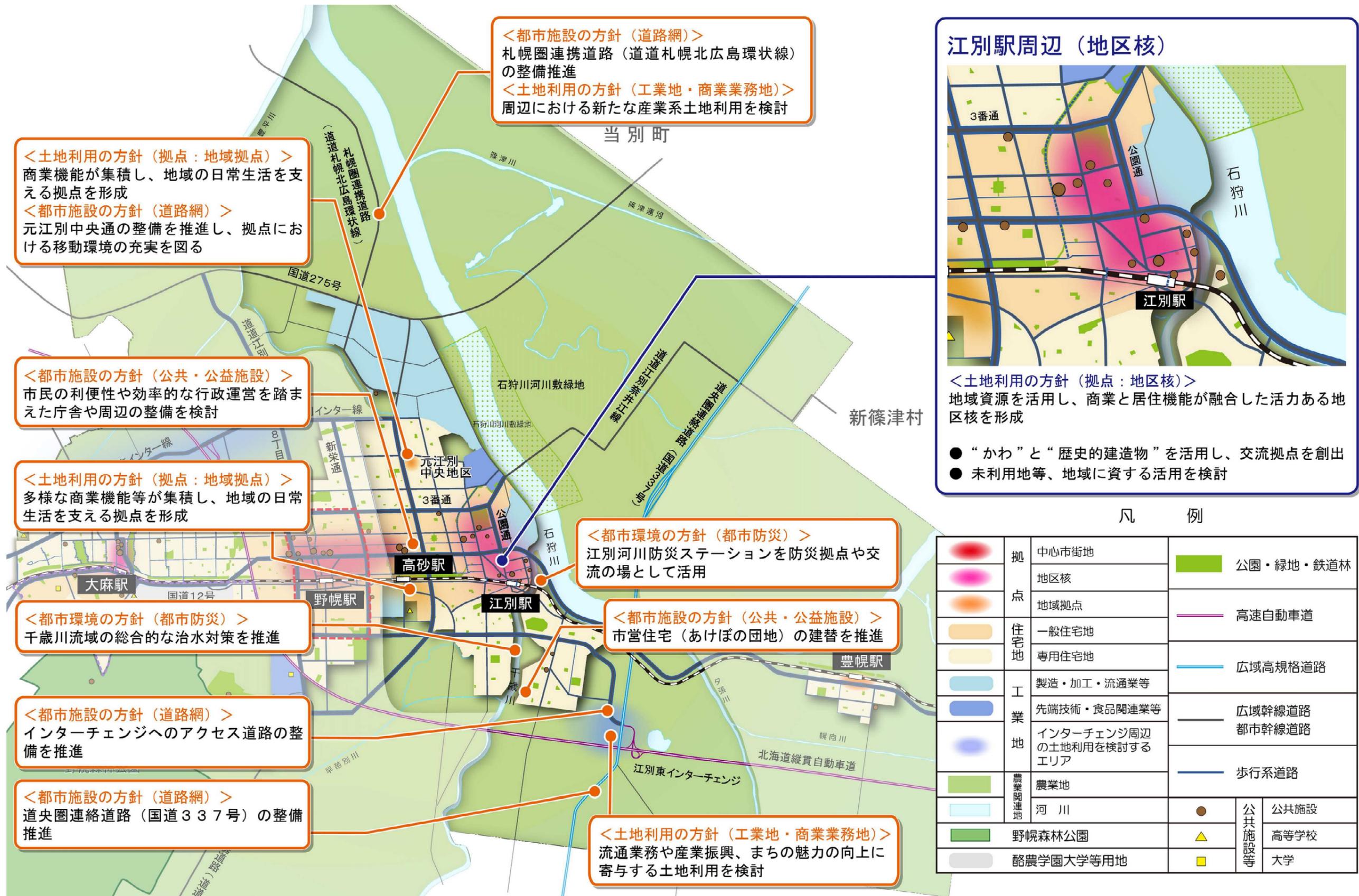


図 5-3 江別地域の方針図

5-4 地域別構想

野幌 地域

5-4 地域別構想 野幌地域

(1) 地域の特徴

野幌地域は、市街地の中央に位置し、国道12号沿道や野幌駅周辺を中心に商業業務施設や公共施設等の都市機能が集積するとともに、高層住宅の立地や住宅地が広がり、今では本市の中心を担う地域となっています。

(2) 地域の現況

野幌駅周辺は、「江別の顔づくり事業」による鉄道高架や道路整備に加え、区画整理事業による面的な再開発事業が展開されたことにより、鉄道を挟んだ南北交通の課題が解消されたほか、交通結節点の機能強化など、交通の利便性が向上するとともに、地域の連携が図られました。

また、駅周辺の道路整備により歩行者や自転車の安全な通行環境が整備されるとともに、駅から東西、南北と四方に広がるグリーンモールや野幌中央緑地など、歩きながらまちなかで緑を感じることができる環境整備により、歩行空間に付加価値をつけることで、歩いて暮らしやすいまちづくりの実現性を高めています。

こうした野幌駅周辺の利便性が向上したことなどにより、オフィスビルや宿泊施設等が立地する一方で、駅周辺には大小の未利用地も存在することから、今後は、中心市街地として更なる都市機能の集積やまちなか居住を推進し、賑わいのある拠点形成が求められています。

野幌駅周辺から広がる住宅地は、住宅需要の高まりと、駅周辺の利便性が向上したことなどが相まって、未利用宅地での住宅建設が進むとともに、緑ヶ丘や野幌若葉町のまとまった未利用地でも大規模な民間宅地開発が行われ、都市機能を支える地域住民の居住や地域の活性化が図られています。

道内の経済中心地である札幌市に近接する江別西インターチェンジ周辺では、整備されたアクセス道路によって、高まった交通環境の優位性を踏まえた土地利用の検討が必要となっています。

また、先端技術系や高度情報技術の人材を育成する大学が立地するRTNパークは、先端技術関連施設が集積するとともに、近年では食品関連施設の立地も進んでいます。前面には札幌や道南方面に繋がる広域的な幹線道路が配置されていることから、交通の優位性を生かした土地利用を図る必要があります。



図 5-4 野幌地域

(3) 地域づくりの目標

野幌地域は、野幌駅周辺を本市の中心市街地として、地域の魅力を高めるとともに、交通環境などの優位性を生かした地域づくりを進めることから、次の3つの目標を定めます。

目標 1

野幌駅周辺は中心市街地として相応しい都市機能の集積や土地利用を推進

- 基盤整備が整った野幌駅周辺では、中心市街地らしい様々な都市機能の集積やまちなか居住をはじめとした土地の高度利用を図るとともに、交流空間を活用した“にぎわい”の創出を図ります。
- 駅周辺の未利用地においては、交通環境や周辺環境などを踏まえた土地利用の検討を進めます。

目標 2

歩いて暮らしやすい都市づくりの実現

- 中心市街地と居住地の移動がしやすい環境を整えるために、歩行空間や公共交通などの交通環境を強化することで、過度に自家用車に頼らず、歩いて暮らしやすい都市づくりを進めます。
- まちなかで緑を感じることができる歩行空間として、グリーンモールや野幌中央緑地などを位置づけます。

目標 3

地区の特性や優位性を生かした産業振興に資する土地利用を推進

- 大学や各種研究機関などが集積するRTNパーク、インターチェンジ周辺及びアクセス道路沿道などの交通における優位性が高い地区においては、それぞれの特性に応じた土地利用を推進します。

(4) 地域づくりの基本方針

1) 土地利用の方針

<p>拠点</p>	<p>中心市街地<野幌駅周辺></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 「江別の顔づくり事業」により整備した野幌駅周辺における都市基盤や交通結節機能を生かし、土地の高度利用やまちなか居住を推進するとともに、更なる都市機能の充実を図り、中心市街地の育成を行います。 ■ 拠点やその周辺の大規模未利用地、土地利用の状況等が変化した土地においては、機能誘導の方向性を踏まえ、交通環境や周辺環境に配慮した土地利用の検討を行うとともに、都市的土地利用が見込まれる土地については、必要に応じて土地の用途転換を検討します。 ■ 市民交流施設や商店街、広場などの交流空間を活用し、駅周辺における“にぎわい”創出を図ります。
<p>幹線道路沿道地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 白樺通や8丁目通、鉄東線、鉄西線などの幹線道路、補助幹線道路等の沿道地については、良好な交通環境を生かし、周辺環境に配慮した土地利用を検討します。 ■ 南大通など、新たな道路整備により交通利便性の向上が期待される幹線道路沿道地においては、その特性を生かした土地利用を検討します。
<p>住宅地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 駅周辺の住宅地においては、都市機能の集積や駅周辺という好環境を生かしたまちなか居住を推進します。 ■ 土地区画整理事業や大規模な開発行為などを中心に整備された専用住宅地については、未利用宅地への住宅建築を誘導し、ゆとりある良好な住環境を基本とした住宅地の形成に努めます。 ■ まとまった未利用地においては、住民ニーズや周辺環境に配慮した土地利用を検討するとともに、行政機能や文化交流機能などの立地が見込まれる場合においても、用途転換を含めた効率的な土地利用の検討を行います。
<p>工業地・商業業務地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ RTNパークについては、引き続き先端技術系や食関連産業を主体とする企業誘致を推進するとともに、市内外を取り巻く産業動向の変化や更なる土地利用への需要に対しては、民間が所有する未利用地の活用のほか、市街地外縁部への拡大も視野に入れた検討を行います。 ■ 知的資源などを保有する大学等との連携を図り、地域の活性化に資する協働による取組を推進します。 ■ インターチェンジ周辺やアクセス道路沿線は、大都市圏近傍という地理的な優位性や交通の優位性などの特性を生かし、広域的な流通業務のほか、産業振興やまちの魅力向上に寄与する土地利用について、周辺環境に配慮しながら検討します。 ■ 新たな道路整備等により都市的土地利用の優位性が高まり、望ましくない土地利用がなされる恐れのある地区については、現状の土地利用を踏まえ、必要に応じて適正な沿道土地利用の検討を行います。 ■ 野幌駅周辺では拠点商業業務地として、多様な機能が集積する高密度の利用を推進します。 ■ 国道12号沿道など沿道商業業務地は、店舗等の分散的な立地を図ります。 ■ 商店街は、商店などの商業機能や地域交流の場などとしての土地利用を推進し、地域の活性化を図ります。

2) 都市施設の方針	
道路網	<ul style="list-style-type: none"> ■ 完成に近づきつつある道路網の整備を引き続き推進するとともに、既存道路の機能強化や道路施設の老朽化対策を進め、安全で快適な通行空間を確保します。 ■ 道道江別恵庭線、南大通の整備を推進し、地域間の連携やインターチェンジなどへのアクセス機能(※4)の強化を図ります。 ■ リサーチパーク通は都市計画道路の見直し検討路線として、周辺の土地利用などを考慮し、必要な見直しの検討を行います。
歩行系道路	<ul style="list-style-type: none"> ■ 主要歩行者通行路線を多く含む中心市街地は、人にやさしく安全で快適な歩行・自転車空間の維持保全を行い、徒歩や自転車による移動を誘導します。 ■ グリーンモールや野幌中央緑地の歩行経路は、まちなかの貴重な緑を感じることができる空間として、適切な維持管理を行います。
公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ■ 向上した交通結節機能等を踏まえた効率的・効果的なバス交通体系や新たな移動手段の検討を行うとともに、市民周知による公共交通の利用促進を図ります。
公共・公益施設	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の公共施設については、施設の長寿命化や有効活用、機能の充実を図り、バリアフリーなどに配慮された利用しやすい施設整備に努めるとともに、必要に応じて住民ニーズを踏まえた利活用の検討を行います。 ■ 市民と行政の役割分担のもと、利用状況及び地域特性などに応じた適正配置、耐久性や景観などに配慮した施設整備を検討します。 ■ 本庁舎建替においては、市民の利便性や防災、環境などへ配慮するものとし、必要な機能の集積を検討します。 ■ 新栄団地の建替や市営住宅の集約により生じた空き地においては、利活用の方向性を検討します。
公園緑地	<ul style="list-style-type: none"> ■ 既存施設の活用と長寿命化を基本としながら、利用者ニーズを取り入れた施設の改築や施設整備に合わせた適正配置の検討など、安全で安心して利用できる公園環境づくりを進めます。 ■ 東野幌総合公園は、緑や地域防災などの拠点として位置づけ、自然や生物の生育環境に配慮するとともに、利用者ニーズを踏まえながら、計画的な整備に向けた検討を進めます。 ■ 自然環境や特性を生かした活動や取組等が行われる公園緑地においては、環境の保全に配慮します。 ■ 地域内の公園や緑地において、アダプト・プログラム制度を活用した公園の清掃や美化活動を市民協働により進めます。
上下水道施設	<ul style="list-style-type: none"> ■ 水道事業では、水道施設の適切な維持管理や計画的な更新を行うとともに災害対策を推進し、安全で安心して使える水道水を安定的に供給します。 ■ 下水道事業では、下水道施設の適切な維持管理と計画的な改築・更新や災害対策を行うことで、衛生的な生活環境の確保と河川などの水質保全に努めます。

(※4) 交通手段や経路、到着時間、公共交通の利便性などの機能。



3) 都市環境の方針	
都市防災	<ul style="list-style-type: none"> ■ 避難所機能を有する公共施設の耐震化の促進や、公園のオープンスペースを確保し、指定緊急避難場所としての機能を確保、避難経路等考慮した道路網、上下水道の耐震化や緊急時における指定輸送道路の確保など、災害に応じた対策に努めます。 ■ 拠点及びその周辺については、災害時にも一定の交通機能を確保できるよう電線類の地中化などの防災対策に努めます。 ■ 雪対策については、除排雪体制の強化を図るとともに、地域の降雪状況に応じた除排雪作業など、市民等への情報発信に努めます。 ■ 千歳川流域においては、特定都市河川指定による総合的な治水対策の強化を関係機関と連携して進めます。
景観	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住宅地では、れんがと緑のあたたかみのある景観形成を市民協働で進めます。 ■ 野幌駅周辺では、地域による建物の意匠などのルールづくりや公共施設整備における地場産れんがの使用など、江別らしい景観づくりを進めます。 ■ 江別西インターチェンジ周辺の土地利用の検討は、周辺環境に配慮した景観形成に努めます。 ■ 公共施設整備において、地場産れんが使用の推進など、江別らしい景観に配慮します。
環境共生	<ul style="list-style-type: none"> ■ 野幌駅前広場の歩道において、環境に配慮した再生可能エネルギーである地中熱を利用した融雪機能を活用します。



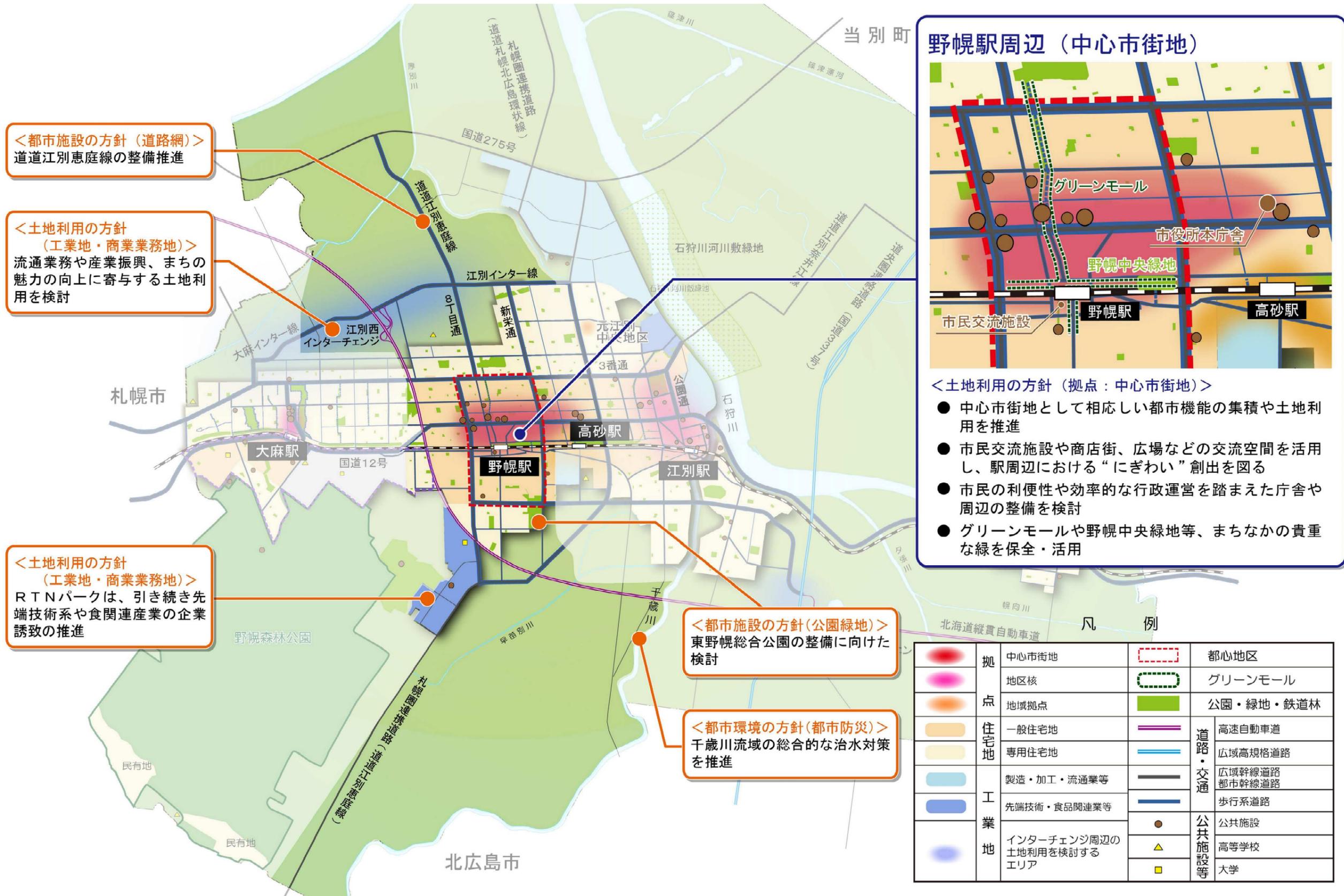


図 5-5 野幌地域の方針図

第1章 都市計画マスタープランとは

第2章 江別市の現状と課題

第3章 将来都市像と都市づくりの目標

第4章 都市づくりの方針

5-4 野幌地域

第5章 地域別構想

第6章 計画の推進に向けて

資料編

5-5 地域別構想

大麻・文京台 地域

5-5 地域別構想 大麻・文京台地域

(1) 地域の特徴

大麻・文京台地域は、市街地の西端に位置し、ゆとりある住宅地や商店街、北海道立図書館や大学などの高等教育機能が集積するなど、本市の居住・教育・研究機能の中心となる地域です。

(2) 地域の現況

大麻地域と文京台地域は、それぞれの特徴が異なるため、地域特性に配慮した地域づくりが必要となっています。

大麻地域は、昭和39～46年度にかけて計画的に造成された中層集合住宅と戸建住宅の住宅地や、土地区画整理事業によって開発された戸建住宅地で形成され、大麻中央公園、大麻東公園、大麻西公園や遊歩道のように連続して配置された公園などを有する緑豊かで閑静な住宅地と商店街が形成されています。

地域内における高齢化の進展や建物の老朽化が課題とされていますが、近年、大規模な宅地開発や住宅地での建替により、子育て世代の転入が増え、世代循環が進みつつあることから、引き続き良好な住環境の形成や住替の推進が必要となっています。また、商店街においても、商業系土地利用は減少しましたが、商業機能とともに地域のコミュニティ形成の場としての土地利用も進みつつあることから、地域特性を踏まえた商店街の形成が求められます。

文京台地域は、学生が多く居住する住宅地や、大学や研究機関、北海道立図書館など、文教施設が多く立地する文教地区となっており、南側には野幌森林公園に隣接した自然豊かな住宅地を有しています。

少子化などにより学生数が減少傾向であることや、生活利便施設の減少などの状況から、社会情勢や住民ニーズ、生活様式の変化などへの柔軟な対応が求められます。

大麻駅周辺には、商業施設、公民館、体育館などの各種公共・公益施設等が集積されており南北地域の連携や、地域の周辺環境を踏まえた地区核を形成する必要があります。

地域の北側の江別西インターチェンジ周辺及びその近傍は、新たな幹線道路の整備により、恵まれた交通環境を生かし地域経済の活性化に寄与する土地利用の検討が必要となっています。



図 5-6 大麻・文京台地域

(3) 地域づくりの目標

大麻・文京台地域は、大麻地域の良好な住環境と特色ある商店街、文京台地域は大学や研究機関などを抱える立地など、それぞれの地域特性を踏まえるとともに、交通環境の優位性を生かした地域づくりを進めることから、次の3つの目標を定めます。

目標 1 異なる魅力を持つ大麻地域と文京台地域の特徴を生かした地域づくり

- 大麻地域は、魅力ある商店街づくりを進めるなど、利便性や地域コミュニティの向上を図り、ゆとりある緑豊かな住環境を維持しつつ住替を推進する地域づくりを進めます。
- 文京台地域は、大学や図書館、研究機関等が集積し学生が多く居住する文教地区の特性を生かすとともに、野幌森林公園に隣接している自然豊かな住環境を形成する地域づくりを進めます。

目標 2 コンパクトで利便性の高い地区核の形成

- 集積している都市機能や充実した交通環境などの特性を生かし、大麻地域と文京台地域との連携を図ることにより、コンパクトで利便性の高い地区核を形成します。
- 駅近傍の特性を生かしたまちなか居住や複合的な土地利用を図り、地域の周辺環境を踏まえた都市機能の誘導・維持を図ります。

目標 3 交通の優位性を生かした産業振興や魅力向上に繋がる土地利用の推進

- 市街地や札幌市に近接している江別西インターチェンジ周辺やアクセス道路沿線、中心軸である国道 12 号などの交通アクセス機能を生かし、戦略的な土地利用の検討を行います。

第 1 章

都市計画
マスタープランとは

第 2 章

江別市の現状と課題

第 3 章

将来都市像と
都市づくりの目標

第 4 章

都市づくりの方針

5-5 第 5 章

大麻・文京台地域
地域別構想

第 6 章

計画の推進に向けて

資料編

(4) 地域づくりの基本方針

第1章

都市計画
マスタープランとは

第2章

江別市の現状と課題

第3章

将来都市像と
都市づくりの目標

第4章

都市づくりの方針

第5章

地域別構想

5-5
大麻・文京台地域

第6章

計画の推進に向けて

資料編

1) 土地利用の方針	
拠点	<p>地区核<大麻駅周辺></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 集積している都市機能や充実した交通環境などの特性を生かし、コンパクトで利便性の高い地区核を形成します。 ■ 駅近傍の特性を生かしたまちなか居住や複合的な土地利用の検討を行います。 ■ 地域の特性や周辺環境、地域住民・学生等のニーズを踏まえた都市機能の誘導・維持を図ります。 ■ 大麻駅跨線人道橋の架替事業の推進により、バリアフリーに配慮した拠点内の移動の円滑化を進め、南北間の連携の強化を図ります。
幹線道路沿道地	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国道12号沿道について、社会情勢や地域住民・学生等のニーズを踏まえ、今後を見据えた魅力のある文教地区としての土地利用の検討を行います。 ■ 2番通や大麻駅前通沿道など、幹線道路沿道地の大規模未利用地や既存建築物の建替などによる新たな土地利用については、社会情勢の変化や住民ニーズなどを踏まえ、用途転換などの検討を行います。
住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地区核周辺において、駅近傍の特性を生かしたまちなか居住の推進を図ります。 ■ 大麻地域の閑静な専用住宅地や野幌森林公園に隣接する文京台地域の専用住宅地は、一定の生活利便施設などを有する、自然環境を生かしたゆとりある良好な住環境を基本とした住宅地を形成します。 ■ 文京台地域における国道12号の後背地は、社会情勢や地域住民・学生等の考えを踏まえながら、戸建住宅や中高層住宅などの多様な居住機能や生活利便機能などが調和した、魅力ある一般住宅地と文教地区を形成します。 ■ 知的資源などを保有する大学等との連携を図り、地域の活性化に資する協働による取組を推進します。 ■ まとまった未利用地においては、住民ニーズや周辺環境に配慮した生活利便機能などの土地利用の検討を行います。
工業地・商業業務地	<ul style="list-style-type: none"> ■ 江別西インターチェンジ周辺及びその近傍やアクセス道路沿線は、大麻インター線の整備などによる交通利便性の向上や周辺環境などの特性を生かし、広域性のある流通業務地のほか、産業振興やまちの魅力の向上に寄与する土地利用について、周辺環境への配慮・調和などを考慮して検討を進めます。 ■ 大麻駅周辺の地域商業業務地は、周辺環境を踏まえ地域の特性を生かした都市機能の集積を図ります。 ■ 商店街は、商店などの商業機能や地域社会活動の場などとしての土地利用を地域住民や商店街関係者、大学などとともに検討し活性化を図ります。 ■ 新たな道路整備により都市的土地利用の優位性が高まり、望ましくない土地利用がなされる恐れのある地区については、現状の土地利用を踏まえ、必要に応じて適正な沿道土地利用の検討を行います。
生涯活躍のまち拠点地域	<p>ココルクえべつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域、大学、事業者、行政などの連携により、日常生活サービスなどの機能の充実を図り、アクティブシニア(※5)、若年層、障がい者など多様な主体がともに支えあう「共生のまち」の形成を進めます。 ■ ココルクえべつでの活力ある地域づくりを中心としながら、大学や商店街など地域の社会資源と連携することで、多様な交流を促す仕組みを広げ、「生涯活躍のまち」の考え方が市全体へと波及していくことを目指します。

(※5) 趣味や仕事に意欲的で、健康志向が高く、元気で活動的な高齢者。



2) 都市施設の方針	
道路網	<ul style="list-style-type: none"> ■ 完成に近づきつつある道路網の整備を引き続き推進するとともに、既存道路の機能強化や道路施設の老朽化対策を進め、安全で快適な通行空間を確保します。
歩行系道路	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地区核である大麻駅周辺や都市幹線道路などを主要歩行者通行路線として位置づけ、安全で快適な歩行・自動車空間の確保に努めます。 ■ 大麻駅跨線人道橋の架替事業の推進により、バリアフリーに配慮した拠点内の移動の円滑化を進めます。 ■ 地区核周辺や住宅地に配置される緑道などの歩行者等専用路線は、自然環境との調和などの地域特性を生かし、快適な歩行・自転車空間の確保に努めます。
公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ■ 課題に対応した効率的なバス交通体系や新たな移動手段などの検討を行うとともに、駅などの交通結節機能の強化を図り、利便性の向上と利用促進を図ります。
公共・公益施設	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設の長寿命化や有効活用、機能の充実に努め、バリアフリーなどに配慮された利用しやすい施設整備に努めます。 ■ 必要に応じて住民ニーズを踏まえた利活用の検討を行います。 ■ 市民と行政の役割分担のもと、利用状況及び地域特性などに応じた適正配置、耐久性や景観などに配慮した施設整備を検討します。
公園緑地	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大麻西公園、大麻中央公園などは東西の緑のネットワークとして、野幌森林公園などとともに緑豊かな都市空間の形成を図ります。 ■ 沢状の地形や既存樹林などの地理的特性を生かし、自然環境と調和する成熟した街並みを目指します。 ■ 地域の魅力づくりのほか、関係機関と連携した活用を図ります。 ■ 既存施設の活用と長寿命化を基本としながら、利用者ニーズを取り入れた施設の改築や施設整備に合わせた適正配置の検討など、安全で安心して利用できる公園環境づくりを進めます。 ■ 地域内の公園や緑地において、アダプト・プログラム制度を活用した公園の清掃や美化活動を市民協働により進めます。
上下水道施設	<ul style="list-style-type: none"> ■ 水道事業では、水道施設の適切な維持管理や計画的な更新を行うとともに災害対策を推進し、安全で安心して使える水道水を安定的に供給します。 ■ 下水道事業では、下水道施設の適切な維持管理と計画的な改築・更新や災害対策を行うことで、衛生的な生活環境の確保と河川などの水質保全に努めます。



3) 都市環境の方針	
都市防災	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公園のオープンスペースを確保し、指定緊急避難場所としての機能を確保、避難経路等考慮した道路網、上下水道の耐震化や緊急時における指定輸送道路の確保など、災害に応じた対策に努めます。 ■ 野幌森林公園などにおける林野火災の予防や市街地への延焼防止のため、関係機関との連携強化に努め、組織的な対策を図ります。 ■ 雪対策については、除排雪体制の強化を図るとともに、地域の降雪状況に応じた除排雪作業など、市民等への情報発信に努めます。
景観	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大麻地域は、緑豊かで閑静な住環境などのうまいのある景観形成を市民協働で進めます。 ■ 文京台地域は、大学や図書館、研究機関が集積した文教地区や良好な住宅地、野幌森林公園との隣接などの特性を活用した景観形成を市民協働で進めます。 ■ 江別西インターチェンジ周辺の土地利用の検討は、周辺環境に配慮した景観形成に努めます。 ■ 公共施設整備において、地場産れんが使用の推進など、江別らしい景観に配慮します。
環境共生	<ul style="list-style-type: none"> ■ 野幌森林公園の保全・管理について、市民や関係機関等と連携を図りながら進めます。





図 5-7 大麻・文京台地域の方針図

5-6 地域別構想

豊幌 地域

5-6 地域別構想 豊幌地域

(1) 地域の特徴

豊幌地域は、大麻・文京台地域、野幌地域、江別地域の連担した市街地から夕張川を隔てた東端に位置しており、鉄道林や河川などの自然環境や、周辺を農地に囲まれた農村環境という豊かな景観資源を有している飛び地の市街地を形成する地域です。

(2) 地域の現況

石狩川と夕張川が合流する低地帯に位置しており、幌向川が地域内を横断している地形的条件により、昭和56年の豪雨では甚大な被害を受けた地域であることから、河川堤防等のハード整備を継続するとともに、円滑な避難を目的とするソフト対策を進め、安全で安心な地域づくりを進める取組が求められています。

計画的に整備された緑豊かで閑静な住宅地では、一時期、高齢化が進んでいましたが、近年は子育て世代による住宅の建設が増え、世代循環が進みつつあることから、周辺環境を踏まえた良好な住環境に資する取組や多世代による地域コミュニティの形成が重要となっています。

豊幌駅周辺には、国道12号沿道に商業施設等のサービスを主体とした施設が一部で立地していますが、地域住民の日常生活を支える生活利便施設の誘導など、地域の周辺環境を踏まえた地域拠点を形成する必要があります。



図 5-8 豊幌地域

(3) 地域づくりの目標

豊幌地域は、継続的な治水対策による安全・安心な地域づくりを進めるとともに、豊かな自然環境や農村景観などに恵まれた特性を生かして地域の魅力を高めることから、次の3つの目標を定めます。

目標 1 継続的な治水対策と地域防災力の向上

- 今後も継続的に治水対策を行うとともに、地域の特性に応じた防災体制の強化や意識の向上を図ります。
- 課題を踏まえた取組方針を明確化し、計画的に防災・減災対策への取組を進めます。

目標 2 自然や農村環境などを生かしたゆとりある住環境を形成するコンパクトな地域づくり

- 周辺に広がる豊かな自然環境や都市と農村の交流などの地域資源、ライフスタイルに応じた住生活を可能とする住環境の形成など、地域コミュニティを重視した地域づくりを進めます。

目標 3 周辺住環境と調和した地域の実情に応じた地域拠点の形成

- 交通環境などの特性を生かし、地域の実情に応じた生活関連機能の充実を図ることで、地域住民の日常生活を支える、豊幌駅を中心としたコンパクトな地域拠点の形成を図ります。

(4) 地域づくりの基本方針

1) 土地利用の方針

<p>拠点</p>	<p>地域拠点<豊幌駅周辺></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の日常活動の拠点として、地域の実情に応じた生活関連機能などの充実を図り、周辺住環境と調和した地域拠点を形成します。 ■ 地域の特性や周辺環境、住民ニーズを踏まえた都市機能の誘導や維持を図ります。
<p>幹線道路沿道地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国道 12 号沿道について、社会情勢や住民ニーズを踏まえ、交通の優位性を生かした土地利用の検討を行います。 ■ 農村地域と隣接している優位性を生かした、周辺農地との連携や調和を図る土地利用の検討を行います。
<p>住宅地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 豊幌駅周辺に広がる戸建住宅中心の専用住宅地は、未利用宅地の住宅建築を促進し、ライフスタイルに応じた住生活など、地域特性を生かした住環境を形成します。 ■ 都市と農村の交流や農村地域との隣接など“農”のある暮らしが活かされる自然豊かで良好な住環境を形成します。 ■ 地区計画制度による緑豊かでうるおいのある住宅市街地の形成を図ります。
<p>工業地・商業業務地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域拠点の商業業務地として、地域の実情に応じた生活関連機能などの充実を図ります。 ■ 都市的土地利用の優位性が高まり、望ましくない土地利用がなされる恐れのある地区については、現状の土地利用を踏まえ、必要に応じて適正な沿道土地利用の検討を行います。

第1章
都市計画
マスタープランとは

第2章
江別市の現状と課題

第3章
将来都市像と
都市づくりの目標

第4章
都市づくりの方針

第5章
5-6
地域別構想
豊幌地域

第6章
計画の推進に向けて

資料編



2) 都市施設の方針	
道路網	<ul style="list-style-type: none"> ■ 都市幹線道路は、国道 12 号への自動車交通の円滑化や歩行者の安全性などを確保する路線として、地域の実情に応じて将来道路網を基本とした整備推進に努めるとともに、既存道路の機能強化や道路施設の老朽化対策を進め、安全で快適な通行空間を確保します。
歩行系道路	<ul style="list-style-type: none"> ■ 豊幌駅周辺や都市幹線道路などを主要歩行者通行路線などに位置づけ、安全で快適な歩行の確保に努めます。
公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ■ 豊幌駅周辺は、駅利用者の利便性を踏まえ、協働による駅舎管理等を行うとともに、駐輪場などの適正な維持管理を行うなど環境整備を図ります。 ■ デマンド型交通について、適宜、ダイヤ及び乗降施設の見直しなどを行い利便性の向上に努めます。
公共・公益施設	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設の長寿命化や機能の充実、バリアフリーや災害リスクへの配慮など、誰もが利用しやすい施設整備に努め、地域コミュニティの形成を図るなど有効活用について検討します。
公園緑地	<ul style="list-style-type: none"> ■ 緑の東西ネットワークを形成する石狩川や鉄道林、夕張川や幌向川などの河川、豊幌公園などは適正に管理・保全し、緑豊かな都市空間の形成を図ります。 ■ 地域内の公園や緑地において、アダプト・プログラム制度を活用した公園の清掃・美化活動を市民協働により進めます。 ■ 既存施設の活用と長寿命化を基本としながら、利用者ニーズを取り入れた施設の改築や施設整備に合わせた適正配置の検討など、安全で安心して利用できる公園環境づくりを進めます。
上下水道施設	<ul style="list-style-type: none"> ■ 水道事業では、水道施設の適切な維持管理や計画的な更新を行うとともに災害対策を推進し、安全で安心して使える水道水を安定的に供給します。 ■ 下水道事業では、下水道施設の適切な維持管理と計画的な改築・更新や災害対策を行うことで、衛生的な生活環境の確保と河川などの水質保全に努めます。



第1章
都市計画
マスタープランとは

第2章
江別市の現状と課題

第3章
将来都市像と
都市づくりの目標

第4章
都市づくりの方針

第5章
地域別構想

第6章
計画の推進に向けて

資料編

3) 都市環境の方針

都市防災	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公園のオープンスペースを確保し、指定緊急避難場所としての機能を確保、避難経路等考慮した道路網、上下水道の耐震化や緊急時における指定輸送道路の確保など、災害に応じた対策に努めます。 ■ 河川の堤防強化及び排水機場や排水路の整備などの継続的・効果的な治水安全度の向上に努めます。 ■ 課題を踏まえた取組方針を明確化し、計画的に防災・減災対策への取組を進めます。 ■ 雪対策については、除排雪体制の強化を図るとともに、地域の降雪状況に応じた除排雪作業など、市民等への情報発信に努めます。
景観	<ul style="list-style-type: none"> ■ 身近に残る森や水辺などの自然を地域で守り、緑豊かな住宅街づくりを推進します。 ■ 周辺の農地や石狩川などの河川、鉄道林、耕地防風林などの豊かな緑が調和した良好な田園景観を保全・活用します。 ■ 豊幌駅やその周辺などの景観づくりについて、景観形成への市民意識の高揚を図りながら協働で行います。
環境共生	<ul style="list-style-type: none"> ■ 石狩川や夕張川などの河川について、河川環境や治水機能を適正に維持・管理し、自然環境の保全・活用に努めます。

5-6
豊幌地域





図 5-9 豊幌地域の方針図

第1章
都市計画
マスタープランとは

第2章
江別市の現状と課題

第3章
将来都市像と
都市づくりの目標

第4章
都市づくりの方針

5-6
豊幌地域
地域別構想

第6章
計画の推進に向けて

資料編



5-7 地域別構想

農村地域

5-7 地域別構想 農村地域

(1) 地域の特徴

市街化調整区域にある農村地域は、食料生産基地としての農地や農業集落地、森林や河川敷地などの良好な自然環境のほか、2つのインターチェンジや幹線道路などで構成されています。市街地を取り囲むように位置しており、都市部近郊でありながら豊かな自然環境を有する、本市の農畜産業を支える地域です。

(2) 地域の現況

農畜産業の生産活動は、農業就業人口や農家戸数が減少するなか、経営耕地面積は一定程度の規模を維持し、札幌圏の都市と比べて経営規模が大きくなっています。

江別産農畜産物の高付加価値化や地産地消、農家レストランや直売所などのグリーン・ツーリズムの取組などが進められており、北海道の大都市圏に位置し都市と農村が近接しているなど、農業生産における優位性を生かした農業の振興と農村の活性化を進めることが求められています。

農村地域には、農地のほか、東西インターチェンジや幹線道路、野幌森林公園をはじめとする自然環境など、重要な地域資源が複数存在しています。これらの優位性を生かした都市環境や産業振興に資する土地利用の検討が必要となっています。

また、野幌森林公園をはじめ、森林や農地など、良好な自然景観を有しているなか、一部には景観阻害要因となっている土地利用も散見されます。良好な景観資源を維持し、活用していくことにより、美しい都市景観の形成を図ることが重要です。



図 5-10 農村地域

(3) 地域づくりの目標

農村地域は、本市の食料生産基地として、農地の保全を基本としながら、良好な自然環境、農村景観や都市との近接、交通利便性などの優位性を生かした地域づくりを進めることから、次の3つの目標を定めます。

目標 1 地域の特性を生かした都市近郊型農業の推進

- 優良な農地の保全や農業基盤整備を図り、食料生産基地としてふさわしい土地利用を図ります。

目標 2 農業を生かした都市との交流を促進する土地利用の推進

- 都市と農村が近接する優位性を生かし、農業の振興と農村の活性化を図るグリーン・ツーリズム施設整備による土地利用を推進します。

目標 3 産業振興に寄与する地域資源や既存施設の活用の推進

- 豊かな自然環境や農産物、野幌森林公園、東西2か所のインターチェンジなどの地域資源や交通の優位性を生かした都市環境や産業振興に寄与する土地利用を推進します。

(4) 地域づくりの基本方針

1) 土地利用の方針

<p>農業地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農業者の良好な生活環境の維持・向上などの持続可能な農村環境づくりを推進します。 ■ 優良な農地の保全や農業基盤整備など食料生産基地にふさわしい土地利用を図り、農畜産物の高付加価値化や地産地消の推進など特徴を生かした都市近郊型農業を推進します。 ■ 効果的な捕獲体制の整備や進入防止柵の設置、出没情報の整理など、野生鳥獣による農作物への被害について、農業者と関係機関が連携して被害防止に努めます。
<p>農業関連産業地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農家レストランや直売所などのグリーン・ツーリズム施設整備を推進し、都市住民と農業者の交流が生まれる環境の創出により、農業の振興と農村の活性化を総合的に推進します。 ■ 都市と農村の交流・活性化を図るための、集会・交流施設等の施設活用や土地利用について、農業者及び関係機関と検討します。 ■ 大学や研究機関等が連携した食関連産業に関連する土地利用を、関係機関との連携を図りながら検討します。
<p>河川敷地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 石狩川、千歳川、夕張川などの主要河川や中小河川の敷地は、治水機能や生態系の保全のほか、親水空間としての役割を担うなど、関係機関等との連携を図りながら適正に保全・活用します。 ■ 地域の魅力を高める重要な資源として、湖沼などの水辺地を保全・活用します。 ■ 国や関係機関等と連携し、河川の堤防強化や内水排除施設の整備などの継続的・効果的な治水安全度の向上に努めます。
<p>幹線道路沿道地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域資源を生かした産業振興に寄与する土地利用を、周辺環境の保全・調和などを考慮して検討します。 ■ 東西インターチェンジ周辺やアクセス道路沿道などは、交通の優位性を生かした産業振興やまちの魅力向上につながる戦略的な土地利用を周辺環境との調和を考慮して検討します。 ■ 特に市内に2箇所あるインターチェンジは、都市と近接する特性をもった本市の地域資源であることから、農村地域の良好な環境や交通利便性を生かした産業振興やまちの魅力向上につながる戦略的な土地利用の検討を行います。
<p>野幌森林公園</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 道立自然公園に指定されている野幌森林公園は、水源かん養(※6)機能や防風効果、温室効果ガスの抑制効果など、「緑の要」として良好な自然環境や多様な生態系が存在し、市民の憩いの場として保全・活用します。 ■ 自然環境の適切な維持のため、国や北海道、関係自治体、関係団体などと連携しながら、市民協働により保全します。 ■ 自然とのふれあいや自然環境教育の場などとして、自然の大切さや生態系などに配慮した活用に努めます。 ■ 隣接する文京台地域などの住宅地やRTNパークは、希少な自然環境である野幌森林公園と調和した市街地形成を図ります。

(※6) 雨水を吸収し浄化するとともに地下に蓄えることで洪水を調整し、土砂の流出や濁水を防ぐ、山林や森林が持つ機能。



第1章 都市計画マスタープランとは

第2章 江別市の現状と課題

第3章 将来都市像と都市づくりの目標

第4章 都市づくりの方針

第5章 地域別構想

5-7 農村地域

第6章 計画の推進に向けて

資料編

1) 土地利用の方針

社会情勢の
変化や新しい
ニーズへの
対応

- 社会情勢の急激な変化への対応などにより農村地域内の土地利用を行う場合は、農業地域である周辺環境に配慮しながら、都市計画制度の活用など土地利用方策の検討を行います。
- 遊休公共公益施設などは、必要に応じて住民ニーズを踏まえ、周辺環境との調和を考慮しながら特性を生かした活用方策を検討します。
- 周囲が市街化区域などで囲まれている市街化調整区域のうち、都市基盤整備上支障がなく、周辺市街地と調和し、健全で一体的かつ効率的な市街化を図るべき区域については、都市的土地利用が図られるよう地区計画制度などを検討します。
- 都市的土地利用については、市街化区域内に立地することが馴染まない機能や地域の特性を生かす機能の立地を、農業などとの調整を図りつつ、適切な土地利用を検討します。
- 新たな道路整備により都市的土地利用の優位性が高まり、望ましくない土地利用がなされる恐れのある地区については、現状の土地利用を踏まえ、必要に応じて適正な沿道土地利用の検討を行います。

第1章

都市計画
マスタープランとは

第2章

江別市の現状と課題

第3章

将来都市像と
都市づくりの目標

第4章

都市づくりの方針

5-7
農村地域

第5章

地域別構想

第6章

計画の推進に向けて

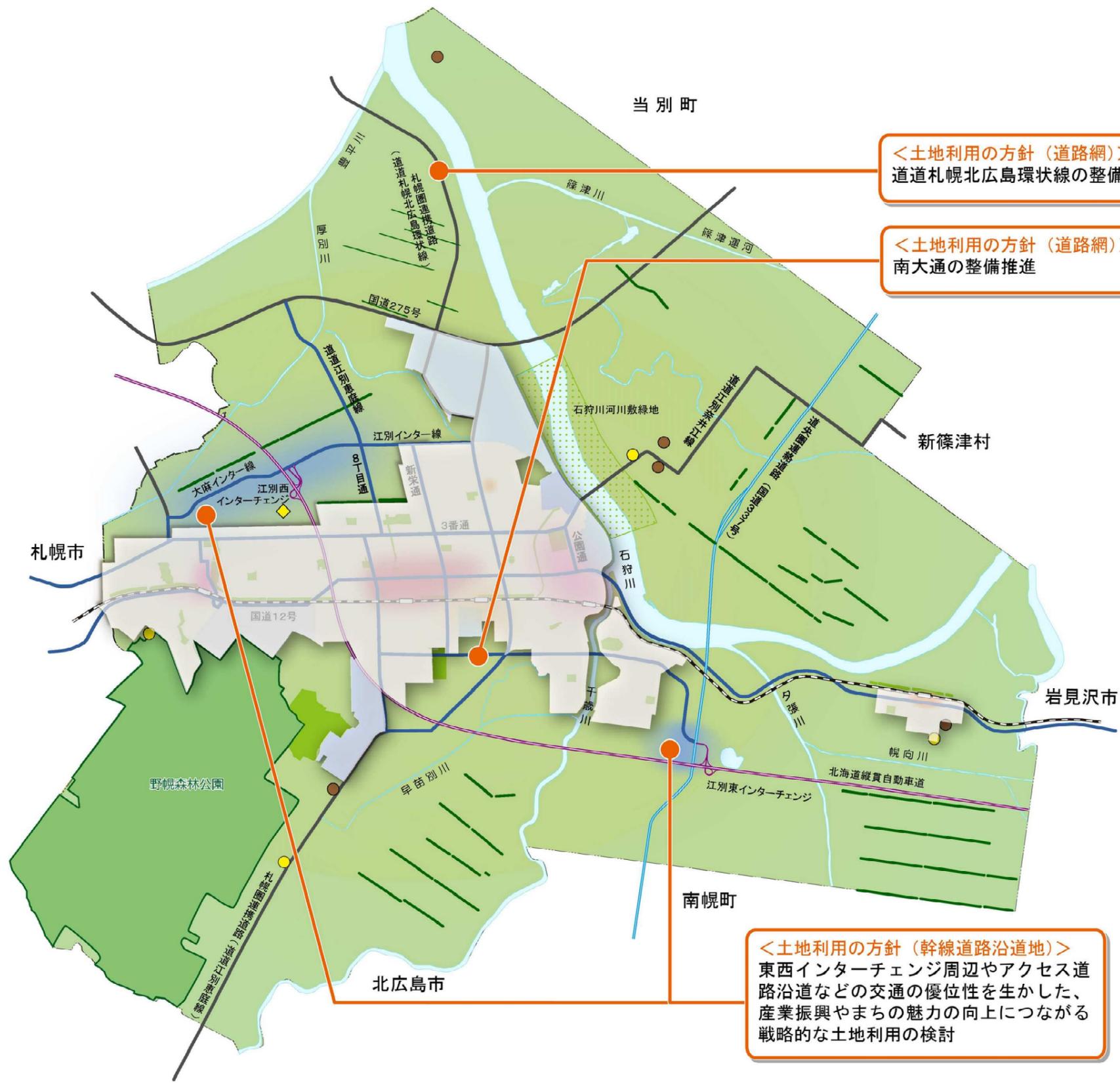
資料編



2) 都市施設の方針	
公共交通	<ul style="list-style-type: none"> 交通不便地域等におけるデマンド型交通の検討など、誰もが安心・便利に利用できる公共交通の環境づくりを推進します。
公共・公益施設	<ul style="list-style-type: none"> 食と農に触れ合えるなどの、都市と農村の交流を促進するような施設活用や土地利用を図ります。 農業に関連する施設などへの用途転換による利活用の検討を行い、都市近郊型農業の推進を図ります。 野幌森林公園などの良好な自然環境を生かし、住民ニーズなどを踏まえた利活用の検討を行います。
公園緑地	<ul style="list-style-type: none"> アダプト・プログラム制度を活用した、地域住民などによる公園の清掃・美化活動を推進します。
水道・処理施設	<ul style="list-style-type: none"> 水道事業では、水道施設の適切な維持管理や計画的な更新を行うとともに災害対策を推進し、安全で安心して使える水道水を安定的に供給します。 環境クリーンセンターは、計画的な延命化工事を行い、長寿命化を図ります。

3) 都市環境の方針	
都市防災	<ul style="list-style-type: none"> 河川の堤防強化及び内水排除施設の整備など治水安全度の向上に努めます。 野幌森林公園などの林野火災の予防や市街地への延焼防止のため、関係機関との連携強化に努め、組織的な対策を推進します。 石狩川や千歳川をはじめとした河川の堤防強化や内水対策などを進めるとともに、千歳川流域においては、特定都市河川指定による総合的な治水対策の強化を関係機関と連携して進めます。
景観	<ul style="list-style-type: none"> 野幌森林公園や防風保安林、河川環境や良好な田園風景など、本市固有の自然景観や農村景観の保全・活用を進めます。 景観の保全・活用にあたっては、関係機関等との連携や所有者などの理解と協力を得ながら、イベントの実施や地域による環境美化活動など、景観形成に関する計画に即して協働で進めます。 幹線道路沿道などは周囲の自然環境と調和した土地利用を図り、地域との協働により良好な景観の形成に努めます。 農村地域内での都市的土地利用は、周辺の自然景観や農村景観に配慮して進める。 公共施設等の整備においては、周辺の環境と調和を図り、地場産れんがを使用するなど、江別らしい景観に配慮します。
環境共生	<ul style="list-style-type: none"> 緑のネットワークを形成する野幌森林公園や石狩川、鉄道林、耕地防風林などの保全・活用に取り組みます。





＜土地利用の方針（道路網）＞
道道札幌北広島環状線の整備推進

＜土地利用の方針（道路網）＞
南大通の整備推進

＜土地利用の方針（幹線道路沿道地）＞
東西インターチェンジ周辺やアクセス道路沿道などの交通の優位性を生かした、産業振興やまちの魅力の向上につながる戦略的な土地利用の検討

- ＜土地利用の方針（農業地）＞
優良な農地の保全や食料生産基地として都市近郊型農業を推進
- 良好な生活環境の維持・向上
 - 農家レストランや直売所などのグリーン・ツーリズム施設整備を推進
- ＜土地利用の方針（社会情勢の変化や新しいニーズへの対応）＞
市街化区域内に立地することが馴染まない機能や地域の特性を生かす土地利用を、農業等と調整を図りつつ検討
- ＜土地環境の方針（都市防災）＞
河川の堤防強化及び内水排除施設の整備など継続的・効果的な治水安全度の向上
- ＜土地環境の方針（景観）＞
自然景観や農村景観など良好な景観の保全・活用を検討

凡 例

		インターチェンジ周辺の土地利用を検討するエリア
		公園・緑地・鉄道林・耕地防風林
	道路・交通	高速自動車道
		広域高規格道路
		広域幹線道路 都市幹線道路
		歩行系道路
	公共施設等	公共・公益施設
		小学校
		中学校

図 5-11 農村地域の方針図

第1章 都市計画マスタープランとは

第2章 江別市の現状と課題

第3章 将来都市像と都市づくりの目標

第4章 都市づくりの方針

5-7 農村地域

第5章 地域別構想

第6章 計画の推進に向けて

資料編

第6章 計画の推進に向けて

6-1 計画の推進

6-2 計画の進行管理

6-1 計画の推進

(1) 協働・連携による推進

本市では、協働のまちづくりを進めており、今後の少子高齢化や社会経済情勢の変動、多様化する市民ニーズなどに対応する都市づくりを進めるためには、市民、自治会、NPO、ボランティア・市民活動団体、企業、大学、行政等が連携し、協働の取組を進める必要があります。

本市の行政による取組においても、国や北海道、各関係機関などと連携するとともに、近隣自治体との広域的な連携により、効率的で効果的な都市づくりを推進します。

また、本計画による都市づくりに関連する分野は多岐にわたることから、市内においても、関係部局との連携や情報共有に努めます。

(2) 推進方法

本計画は、土地利用や都市施設、都市環境などの都市づくりの指針となるものであり、その方向性を踏まえた都市づくりに関する施策、関連する個別計画や事業等を推進することで、将来都市像の実現を目指します。

都市計画においては、社会経済情勢等の変動や市民ニーズ、都市づくりの進捗状況などを踏まえ、適切に都市計画決定や変更を行います。

また、都市計画の決定や変更手続きに当たっては、市民へ広く周知し透明性を確保するとともに、地域住民等が主体となる都市計画提案制度の適切な運用など、住民参加による都市づくりの取組を進めます。

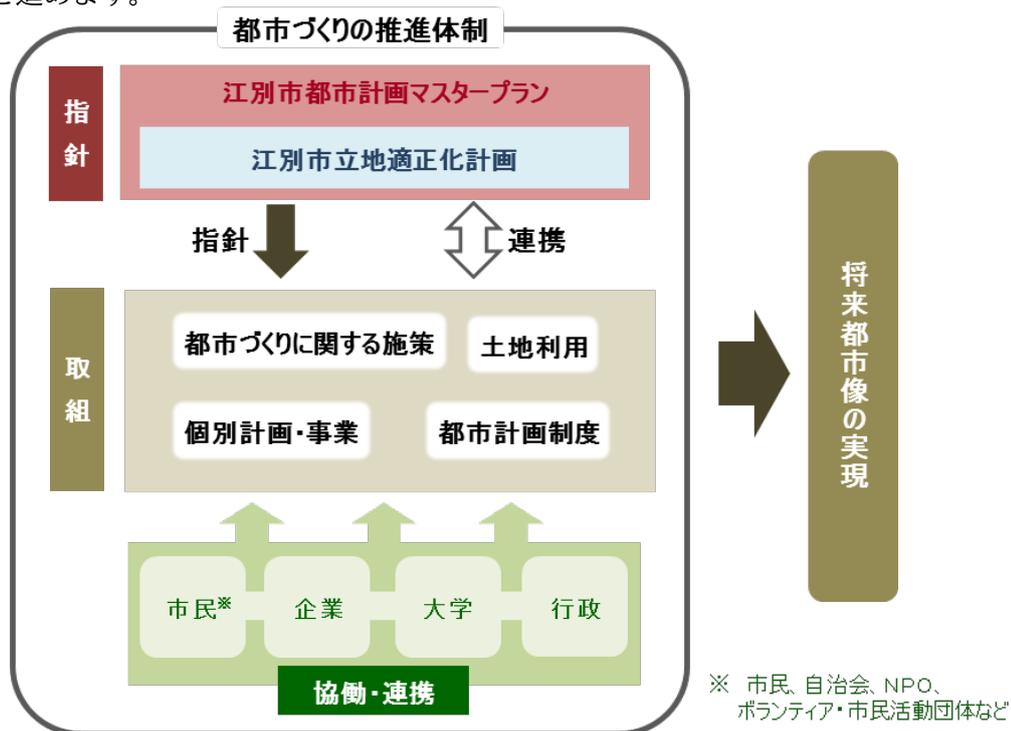


図 6-1 都市計画マスタープランの推進体制

6-2 計画の進行管理

(1) 計画の検証

本計画の進行管理は、総合計画と個別計画に基づく「施策展開方針」の取組に対し、PDCAサイクルによって、毎年、検証を行うこととし、関連する個別計画や事業においても、行政評価システムを活用した検証により、効果的な事業等の推進に努めます。

また、本計画の一部とされる立地適正化計画においては、本計画におけるコンパクトなまちづくりの実践を担う計画として、概ね5年を目途に検証を行います。



図 6-2 取組進捗状況の検証

(2) 計画の見直し

本計画の推進にあたり、上位計画である「第7次総合計画」や「札幌圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の改定や社会経済情勢をはじめとした環境変化、関連する個別計画や事業の方向性など、本計画の都市づくりに与える影響等を踏まえ、必要に応じて本計画の部分的な見直しを行うことで、柔軟で持続性の高い都市づくりの計画とします。

資料編

- 1 見直し経過
- 2 用語集
- 3 将来人口フレーム
- 4 持続可能な開発目標（SDGs）の詳細



1 見直し経過

■令和3年度

令和3年10月	まちづくり市民アンケート調査
令和4年 2月	「第2回江別市都市計画審議会」開催：改定方針案、諮問書の提出 議会報告 ：改定方針案

■令和4年度

令和4年 5月	「第1回江別市都市計画審議会」開催：江別市都市計画マスタープラン等小委員会設置要綱策定
7月	「第2回江別市都市計画審議会」開催：江別市都市計画マスタープラン等小委員会設置 「第1回江別市都市計画マスタープラン等小委員会」開催
11月	「第2回江別市都市計画マスタープラン等小委員会」開催
12月	「第3回江別市都市計画マスタープラン等小委員会」開催
令和5年 2月	「第4回江別市都市計画マスタープラン等小委員会」開催

■令和5年度

令和5年 5月	「第1回江別市都市計画審議会」開催：中間報告
6月	「第5回江別市都市計画マスタープラン等小委員会」開催
7月	「第6回江別市都市計画マスタープラン等小委員会」開催
8月	「第2回江別市都市計画審議会」開催：中間報告 地域別意見交換会の開催
10月	「第7回江別市都市計画マスタープラン等小委員会」開催
11月	「第3回江別市都市計画審議会」開催：計画素案 議会報告 ：計画素案、パブリックコメントの実施 パブリックコメントの実施
令和6年 1月	「第8回江別市都市計画マスタープラン等小委員会」開催 「第4回江別市都市計画審議会」開催
	答申書の手交 議会報告 市長決裁 ：計画案 ：計画の決定

第1章

都市計画
マスタープランとは

第2章

江別市の現状と課題

第3章

将来都市像と
都市づくりの目標

第4章

都市づくりの方針

第5章

地域別構想

第6章

計画の推進に向けて

資料編



■江別市都市計画審議会委員名簿（50音順）

（令和6年3月現在）

	氏名	所属等	任期	備考
1	荒井 三治	市民公募委員	R4年6月～R6年6月	
2	飯嶋 美知子	北海道情報大学	R4年6月～R6年6月	
3	石橋 達勇	北海学園大学	R4年6月～R6年6月	
4	今林 隆一郎	江別市自治会連絡協議会	R5年8月～R6年6月	
5	大石 珠希	札幌開発建設部江別河川事務所	R4年6月～R5年3月	
6	奥野 妙子	江別市議会	R5年5月～R6年6月	
7	小篠 隆生	北海道大学大学院	R4年6月～R6年6月	会長代理
8	落合 英機	江別市自治会連絡協議会	R4年6月～R5年6月	
9	柏原 克子	市民公募委員	R4年6月～R6年6月	
10	鎌田 直子	江別市女性団体協議会	R4年6月～R6年6月	
11	小糸 健太郎	酪農学園大学	R4年6月～R6年6月	
12	齊藤 佐知子	江別市議会	R4年6月～R5年4月	
13	佐々木 聖子	江別市議会	R4年6月～R5年4月	
14	佐々木 博明	北海学園大学	R4年6月～R6年6月	会長
15	佐藤 和人	江別市農業委員会	R4年6月～R6年6月	
16	鈴木 誠	江別市議会	R4年6月～R6年6月	
17	高橋 典子	江別市議会	R4年6月～R6年6月	
18	角田 一	江別市議会	R4年6月～R5年3月	
19	中野 稔之	江別警察署	R4年6月～R6年6月	
20	芳賀 理己	江別市議会	R5年5月～R6年6月	
21	正国 之弘	札幌開発建設部江別河川事務所	R5年4月～R6年6月	
22	町村 均	江別商工会議所	R4年6月～R6年6月	
23	三好 元	札幌学院大学	R4年6月～R6年6月	
24	山下 光弘	空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所	R4年6月～R6年6月	
25	吉田 美幸	江別市議会	R5年5月～R6年6月	

第1章

都市計画
マスタープランとは

第2章

江別市の現状と課題

第3章

将来都市像と
都市づくりの目標

第4章

都市づくりの方針

第5章

地域別構想

第6章

計画の推進に向けて

資料編



■江別市都市計画マスタープラン等小委員会委員名簿（50音順） （令和6年3月現在）

	氏名	所属等	任期	備考
1	石橋 達勇	北海学園大学	R4年6月～R6年6月	副委員長
2	今林 隆一郎	江別市自治会連絡協議会	R5年8月～R6年6月	
3	奥野 妙子	江別市議会	R5年5月～R6年6月	
4	小篠 隆生	北海道大学大学院	R4年6月～R6年6月	委員長
5	落合 英機	江別市自治会連絡協議会	R4年6月～R5年6月	
6	佐藤 和人	江別市農業委員会	R4年6月～R6年6月	
7	鈴木 誠	江別市議会	R4年6月～R6年6月	
8	角田 一	江別市議会	R4年6月～R5年3月	
9	町村 均	江別商工会議所	R4年6月～R6年6月	
10	三好 元	札幌学院大学	R4年6月～R6年6月	

- 第1章 都市計画マスタープランとは
- 第2章 江別市の現状と課題
- 第3章 将来都市像と都市づくりの目標
- 第4章 都市づくりの方針
- 第5章 地域別構想
- 第6章 計画の推進に向けて
- 資料編



2 用語集

ア

アクセス機能

交通手段や経路、到着時間、公共交通の利便性などの機能。

アクティブシニア

趣味や仕事に意欲的で、健康志向が高く、元気で活動的な高齢者。

アダプト・プログラム制度

アダプトとは「養子縁組をする」という意味で、住民が道路、公園などの公共スペースを、養子のように愛情をもって面倒をみることに由来する。自治体と住民がお互いの役割分担について協定を結び、継続的に清掃・美化活動を進める制度。

SDGs（エスディージーズ）

2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標。17のゴールと169のターゲットから構成されている。

江別市通学路安全プログラム

通学路の安全確保のために必要な対策内容について関係機関で協議し作成した江別市通学路交通安全プログラム（平成26年4月）に、国から通知された「登下校防犯プラン」を参考に、防犯の取組を追加した通学路の安全確保を図る取組。

えべつの未来づくりミーティング

第7次江別市総合計画の策定過程における市民参加の取組の一つ。少人数で構成するカテゴリー別のグループを複数設定して、江別市の未来について語り合う取組。

温室効果ガス

地表から放射された赤外線の一部を吸収・放出することにより、放出された赤外線が地表付近の温度を高める温室効果をもたらす気体のこと。温室効果ガスには二酸化炭素やメタン等がある。

カ

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。



開発行為

開発許可制度において、主に建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のこと。

かわまちづくり

地域が持つ「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村や民間事業者、地域住民と河川管理者が連携の下、「河川空間」と「まち空間」が融合した賑わいある良好な空間形成を目指す取組。

既存ストック

まちづくりにおいては、今まで整備されてきた道路や公園、下水道、公共施設、建築物等のインフラ設備のこと。

居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。

グリーン・ツーリズム

農村などで、地域の自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

グリーンモール

樹木など緑や趣のある風景を楽しむ歩行系道路を主とした施設。

交通結節機能

交通手段相互の乗り換え及び歩行が効率的かつスムーズに行えることが求められる最も基本的となる重要な機能。

国勢調査

5年ごとに総務省統計局が実施している全国民を対象とした人口や住宅に関する調査。

サ

再生可能エネルギー

太陽光や風力、火力、地熱、バイオマスなど、一度利用しても再生可能なエネルギー資源のこと。

札幌圏都市計画区域

札幌市、小樽市の一部、江別市、北広島市及び石狩市で構成されている都市計画区域の名称。



市街化区域

すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。(都市計画法第7条)

市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域。(都市計画法第7条)

循環型社会

生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やりサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負担が少ない社会のこと。

新住宅市街地開発事業

人口増加が著しい市街地周辺の地域において、大規模な住宅地を開発する事業。主に地方公共団体や住宅供給公社が事業主体となる。昭和 38 年に創設された。

親水空間

河川、湖沼などの水辺において、水にふれ、接し、眺めるなど、水と親しむことができる空間。

水源かん養

雨水を吸収し浄化するとともに地下に蓄えることで洪水を調整し、土砂の流出や濁水を防ぐ、山林や森林が持つ機能。

生活利便施設

住まいの周辺にある生活に欠かせない様々な施設。スーパーやコンビニエンスストア等の買い物施設をはじめ、銀行や郵便局等の金融施設、病院や診療所といった医療機関などのこと。

ゼロカーボンシティ

2050 年に二酸化炭素を実質ゼロにすることを旨とする首長自らが又は地方自治体として公表した地方自治体。

先端技術系産業

バイオテクノロジーや情報技術などの新しい分野の産業。

ソフト対策

施設的な整備を伴わず情報の活用やシステムの運用面等で取り組む対策のこと。(⇔ハード整備(対策))



タ

第7次江別市総合計画～えべつ未来づくりビジョン～

江別市のまちづくりの基本的な指針となる最上位計画。令和6年度から10年間の計画。

宅地造成事業

主に住宅建設に供する目的で、土地の区画や形質を変更し、また、道路、公園などの公共施設の整備を行う事業。

地区計画

都市計画法に基づき、比較的小規模な地区を対象に、建築物の形態や公共施設の配置など、地域の良好な環境を整備保全するために定められる計画。（都市計画法第12条の4）

治水

洪水などの水害を防ぎ、また水運や農業用水の便のため、河川の改良・保全を行うこと。

低未利用地

長期間に渡り利用されていない「未利用地」と周辺の状況と比べて利用の程度（整備水準、管理水準など）が低い「低利用地」の総称。

デマンド型交通

利用者の予約状況に合わせて運行時間や運行経路等を柔軟に対応する交通サービス。

特定都市河川

「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」に定められ、都市部を流れる河川であって、その流域で著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあるにもかかわらず、河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の状況や接続する河川の状況、周辺の地形その他の自然的条件により困難なもので、国土交通大臣又は都道府県知事が指定したもの。

特別用途地区

都市計画法で定められた地域地区の一つ。用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため当該用途地域の指定を補完して定める地区。

都市機能

商業、産業、医療、業務、文化交流等の都市活動を支える機能。



都市機能誘導区域

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

都市計画区域

都市計画法その他の関連法令の適用を受ける区域。江別市では行政区域全域が指定されている。(都市計画法第5条)

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都道府県が定める都市計画区域における都市計画の基本的な方針。都市計画の目標や区域区分の決定の方針などが定められたもの。

都市計画公園・緑地

都市計画上必要な都市施設として、都市計画に位置、名称、区域、種別、面積などが定められた公園・緑地のこと。定めた区域内では建築の制限などがある。(都市計画法第11条第1項)

都市計画道路

都市計画上必要な都市施設として、都市計画により位置、名称、道路の種別、車線数などが定められた道路のこと。定められた区域内では建築の制限などがある。(都市計画法第11条第1項)

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づく市街地開発事業のことで、土地所有者から土地の一部を提供してもらい(減歩という)、道路や公園などを整備し、居住環境などの向上と計画的な市街地を形成するための事業。

ナ

内水

主に地表に降った雨が浸水せずに川へ流下する水。

ハ

ハード整備(対策)

建物やインフラ設備などモノによる物理的な対策のこと。(⇔ソフト対策)

バリアフリー

高齢の方や障がいのある方が生活する上で、障壁(バリア)となるものを取り除くこと。



ヤ

ユニバーサルデザイン

年齢や障がいの有無などにかかわらず、誰もが利用しやすいデザインのこと。

用途地域

良好な市街地環境の形成や、都市における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途や形態を規制・誘導するために12種類に区分した地域の名称。（都市計画法第8条）

要配慮者利用施設

社会福祉施設、学校、医療施設、その他防災上の配慮を必要とする人が主に利用する施設。

ラ

ライフライン

電気、ガス、上下水道、電話、通信など都市生活や活動を支えるために整備されている供給処理、情報通信施設。



3. 将来人口フレーム

将来の都市構造やまちづくりを考える上で重要な将来人口は、国が示す指針において、国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来推計人口の値を基本とすることとされています。しかしながら、本計画では、今後の社会情勢の変動等に対応していくため、より厳しい環境を想定し、第7次江別市総合計画の独自推計結果を用いています。

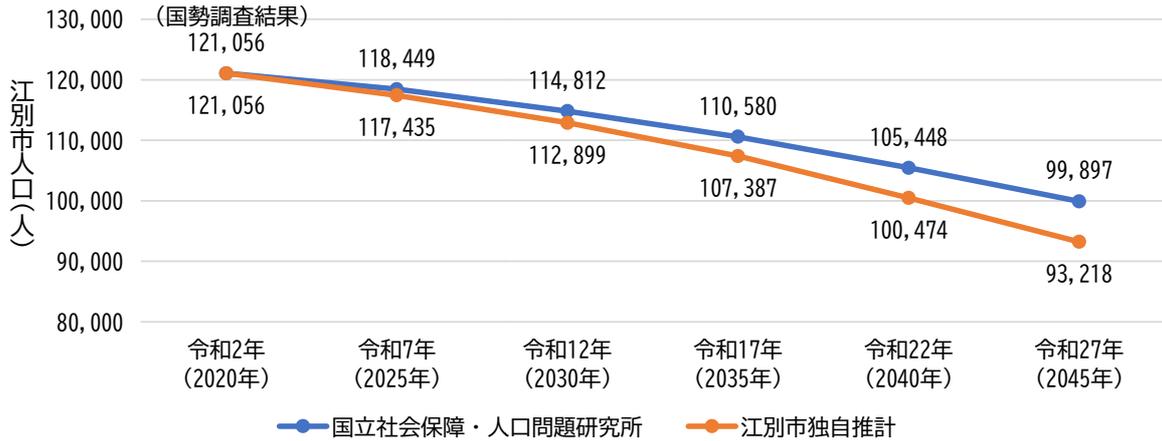


図 将来人口推計結果の比較

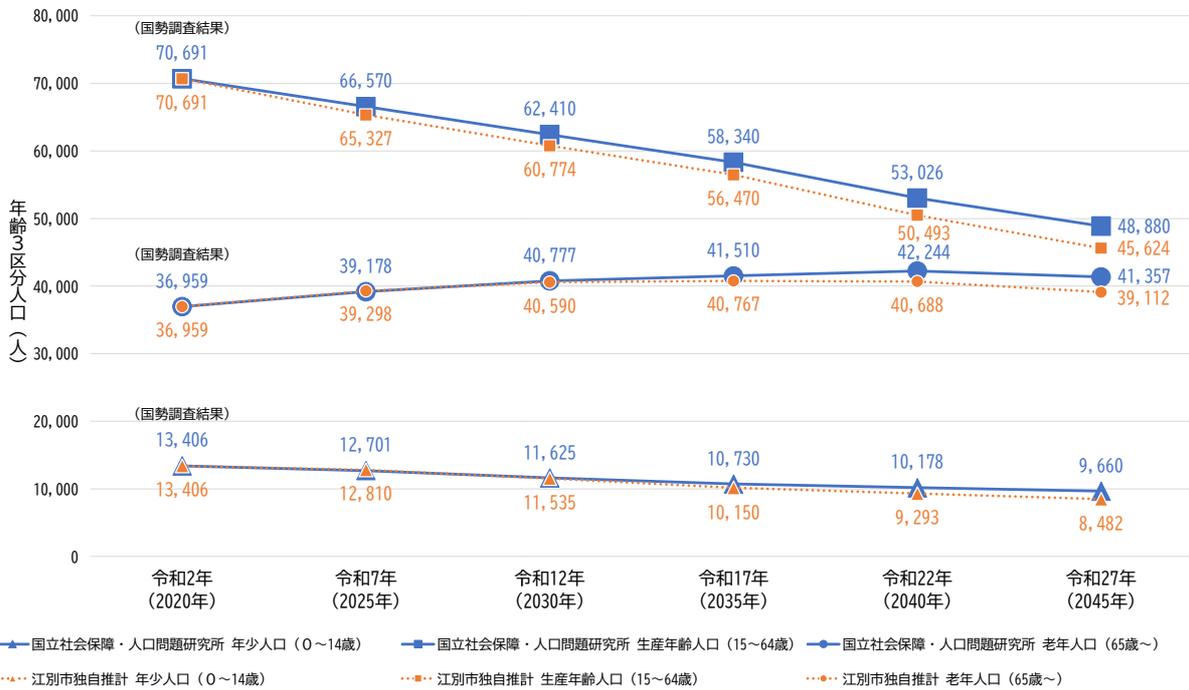


図 将来人口推計結果の比較(年齢3区分)

出典：令和2年国勢調査、江別市将来人口推計(令和7年以降)、国立社会保障・人口問題研究所将来推計人口



- 第1章 都市計画マスタープランとは
- 第2章 江別市の現状と課題
- 第3章 将来都市像と都市づくりの目標
- 第4章 都市づくりの方針
- 第5章 地域別構想
- 第6章 計画の推進に向けて
- 資料編

1 推計法と基準人口

本推計は、令和6（2024）年度を始期とする「第7次江別市総合計画」を策定するにあたり、将来人口（総人口や年齢別人口構成等）を見通すために、コーホート変化率法を用いて人口推計を行うものです。

コーホートとは、ある年（期間）に生まれた人口集団を意味します。本推計では、男女別・年齢5歳階級別の人口集団を1つのコーホートとして、男女別の〔0～4歳〕から〔90歳以上〕までの合計38のコーホートごとに推計を行いました。（各コーホートの推計値の合計が、総人口の推計値になります。）

変化率法とは、コーホートごとに過去の人口増減実績から変化率を算出し、その人口増減状況がその後も継続するものと仮定して将来を推計するものです。

推計に用いたデータは総務省が公表した国勢調査結果で、基準人口（直近の人口実績）は令和2（2020）年の10月1日です。

2 変化率の設定について

男女別・年齢5歳階級別の各コーホートは、5年ごとに年齢階級が1つ上の階級に移行します。その間の人口増減率が変化率で、コーホートごとに、5年間の転入・転出数、死亡数によって決定されます。（〔0～4歳〕の推計方法は別途記載。）

江別市の人口は、少子高齢化などにより平成17（2005）年をピークに減少に転じましたが、近年の大規模な宅地造成などにより、令和2（2020）年の国勢調査ではわずかに増加しました。しかしながら、現時点においては、当面、このような大規模宅地造成の見込みがないため、近年の一時的で大幅な人口増加が将来人口推計に及ぼす影響を緩和させる必要があることから、今回の人口推計においては、過去3回の変化率の平均値（3回平均変化率）を使用しました。（直近15年間の変化状況が反映されることとなります。）

■ 3回平均変化率の算出方法（男性・〔35～39歳〕の変化率算出例）

【男性】	国勢調査実績値			
	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
〔30～34歳〕				
〔35～39歳〕				

※上記の場合、男性〔30～34歳〕が5年後に男性〔35～39歳〕に移行する歳の3回平均変化率を、〔変化率①+変化率②+変化率③〕÷3 で算出します。

なお、国勢調査結果には年齢不詳の人口が存在するため、変化率の算出にあたり、年齢不詳人口は、男女別・年齢5歳階級別の各コーホートの人口に応じて按分（振り分け加算）しました。

出典：江別市将来人口推計（令和4年5月）



3 男女別・年齢5歳階級別人口の推計方法

(1) [5～9歳] から [85～89歳] の推計方法

[5～9歳] から [85～89歳] までの各コーホートの推計人口は、年齢階級が1つ下の [0～4歳] から [80～84歳] の各コーホートにそれぞれの変化率（3回平均変化率）を乗じて算出します。

■ [5～9歳] から [85～89歳] の推計方法（例）

【男性】	実績値	推計値			
	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
[30～34歳]	●●人				
[35～39歳]		▲▲人			

※ 矢印は「変化率」を示しています。

令和7（2025）年の男性 [35～39歳] の推計値（▲▲人）＝

令和2（2020）年の男性 [30～34歳]（●●人）× 男性 [35～39歳] の変化率
で推計します。令和12（2030）年以降も、同様の方法により推計します。

(2) [90歳以上] の推計方法

最高年齢階級である [90歳以上] の推計については、5年前の [85～89歳] と [90歳以上] が、5年後に [90歳以上] に移行するものとして変化率を算出し、将来人口を推計します。

(3) [0～4歳] の推計方法

[0～4歳] は、5年前には存在しないため、15歳から49歳の女性人口に比例して存在するものと仮定して、男女別に出現率（3回平均）を算出して将来人口を推計します。

なお、本推計は、合計38のコーホートごとに推計を行うもので、総人口や年齢3区分別人口などは、それぞれ該当するコーホートの推計値を合算したものです。合算値相互の不整合（四捨五入による誤差）が生じないように、本推計では、各コーホートの推計値を算出した段階で、小数点第一位を四捨五入して整数値化していません。

出典：江別市将来人口推計（令和4年5月）



4. 持続可能な開発目標 (SDGs) の詳細

持続可能な開発目標(SDGs)の詳細



目標1【貧困】
あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



目標2【飢餓】
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



目標3【保健】
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標4【教育】
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



目標5【ジェンダー】
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う



目標6【水・衛生】
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



目標7【エネルギー】
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



目標8【経済成長と雇用】
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



目標9【インフラ、産業化、イノベーション】
強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



目標10【不平等】
国内及び各国家間の不平等を是正する



目標11【持続可能な都市】
包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標12【持続可能な消費と生産】
持続可能な消費生産形態を確保する



目標13【気候変動】
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



目標14【海洋資源】
持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



目標15【陸上資源】
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



目標16【平和】
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



目標17【実施手段】
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

出典：外務省パンフレット（持続可能な開発目標(SDGs)と日本の取組）

第1章 都市計画マスタープランとは
第2章 江別市の現状と課題
第3章 将来都市像と都市づくりの目標
第4章 都市づくりの方針
第5章 地域別構想
第6章 計画の推進に向けて
資料編



江別市都市計画マスタープラン2024

令和6(2024)年●月 発行

江別市企画政策部都市計画課